
須崎市国土強靱化地域計画

須 崎 市

令和3年1月

はじめに

わが国は、阪神・淡路大震災や東北地方太平洋沖地震等の地震災害や、室戸台風や伊勢湾台風に代表される台風災害等、数多くの大規模自然災害を経験し、その都度、長い時間をかけて復旧・復興を遂げてきました。

本市においても、昭和南海地震やチリ地震津波等による地震や津波による災害、昭和45年の台風10号（土佐湾台風）や昭和50年の台風5号等による風水害を踏まえ、地域防災計画の見直しや津波ハザードマップの作成を行うなど、防災・減災に向けた取組を継続的に行ってきました。

このような状況から、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）が公布・施行され、大規模自然災害により、私たちの国土や経済、暮らしが致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをあわせもつ強靱な国づくり（国土強靱化）の推進が掲げられました。平成26年6月には、法に基づき国土強靱化に関する施策の推進に係る国の基本的な計画（以下、「基本計画」という。）が制定され、府省庁横断的に、地方公共団体や民間とも連携して取組を推進することとなりました。

平成30年12月に基本計画が見直されたことを受け、高知県においても令和2年6月に高知県強靱化計画が改訂されました。

国土強靱化を実効性のあるものとするためには、基本計画や高知県強靱化計画を踏まえ、地方公共団体、民間事業者、市民一人ひとりが総力をあげて取り組むことが不可欠であり、本市においても、南海トラフを震源とする巨大地震や、これまで経験したことのない集中豪雨等の大規模自然災害に対し、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを推進するため、必要な事前防災及び減災、迅速な復旧・復興等に係る施策を総合的かつ計画的に実施する「須崎市国土強靱化地域計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

今後は、本計画を基本として、国土強靱化に関する施策を効率的、効果的に実施し、強靱な地域づくりを計画的に進めていきます。

目次

はじめに

第1章 国土強靱化の基本的な考え方	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 基本目標	1
3. 計画の位置付け	2
4. 計画期間	2
5. 国土強靱化を推進する上での基本的な方針	3
(1) 国土強靱化の取組姿勢	3
(2) 適切な施策の組み合わせ	3
(3) 効率的な施策の推進	3
(4) 地域の特性に応じた施策の推進	3
第2章 須崎市の概況と災害リスク	4
1. 須崎市の概況	4
(1) 地勢	4
(2) 産業	4
(3) 気候	5
(4) 人口・世帯数の推移	5
(5) 都市構造	5
(6) 港湾	6
2. 須崎市の災害リスク	7
(1) 災害履歴	7
(2) 被災想定	13
第3章 脆弱性評価	19
1. 評価の枠組み及び手順	19
(1) 対象とする災害	19
(2) 事前に備えるべき目標	19
(3) 起きてはならない最悪の事態	20
(4) 施策分野	22
(5) 評価手順	22
2. 脆弱性評価結果	23
第4章 強靱化の推進方針	34
1. 起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針	34
2. 施策分野ごとの推進方針	47
(1) 個別施策分野	47
(2) 横断的分野	54
第5章 施策の重点化	56
第6章 計画の推進と進捗管理	58
1. 計画の推進	58
2. 計画の進捗管理と見直し	58

第1章 国土強靱化の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

基本法に基づき策定された基本計画では、大規模災害の都度、長期間かけて復旧・復興を図る事後対策の繰り返しを避けて、平時から大規模自然災害に備える重要性が示されている。事前の備えについては、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での防災の範疇を超えて、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な地域づくりとして千年の時をも見据えて行っていくことが重要である。

本市においても、過去に幾度も大規模な地震、津波や風水害を経験し、復旧・復興を図りながら発展を遂げてきた。しかし、気候変動により豪雨災害等が頻発化・激甚化することや南海トラフ地震による壊滅的な被害の発生が懸念されている。

本計画は、これらの状況を踏まえ、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものである。

2. 基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、以下の4項目を基本目標として、国土強靱化の取組を推進する。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

3. 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、高知県強靱化計画との調和、行政運営全般の指針となる須崎市総合計画との整合・調和を図りながら、分野別の強靱化に関する部分の指針として定める（図1）。

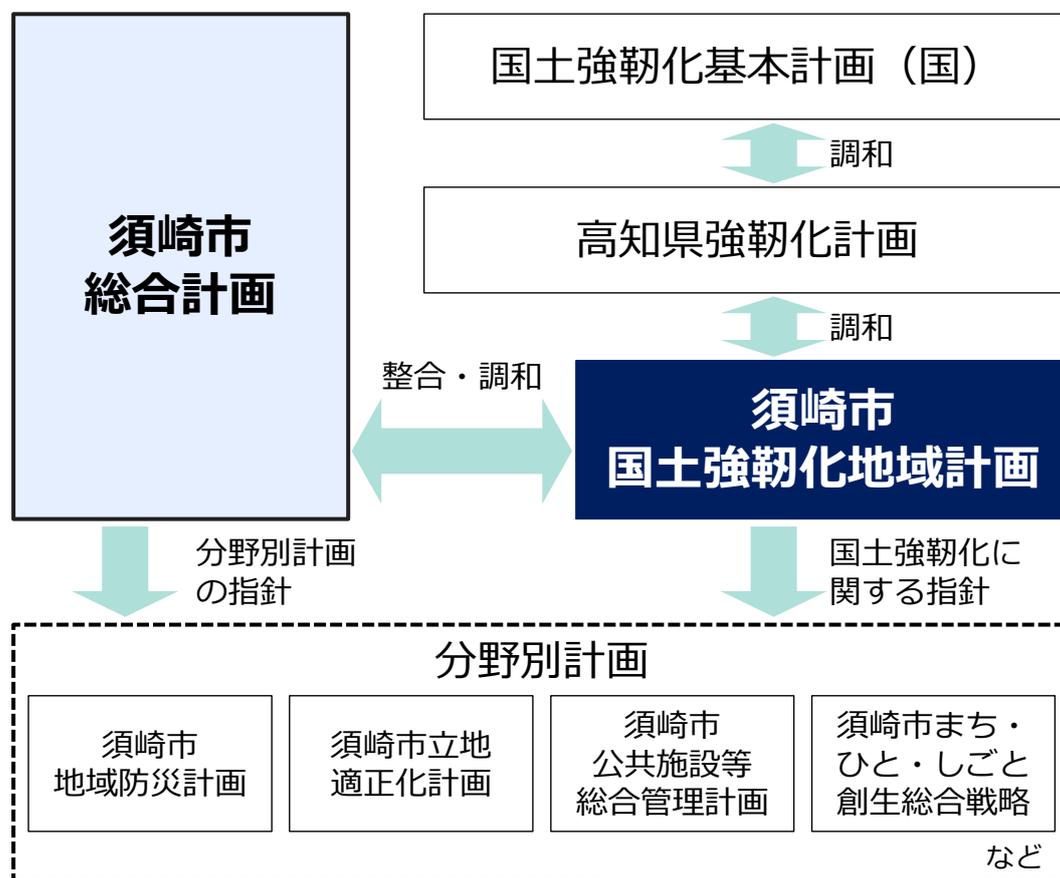


図1 本計画と関連計画の位置付け

4. 計画期間

本計画の計画期間は、おおむね5年間とする。ただし、須崎市総合計画（令和2年度～令和6年度）と整合・調和を図るため、今回の計画期間は、令和3年度から令和6年度の4年間とする。その後は、5年ごとに本計画の見直しを行う。

5. 国土強靱化を推進する上での基本的な方針

本市の地域強靱化を取り組んでいくにあたり、事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する大規模自然災害等に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ① 本市の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討し、取り組む。
- ② 短期的な視点によらず、強靱化の遅延による被害拡大を見据え、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- ③ 地域間の連携強化に取り組む。
- ④ 本市が有する潜在力を引き出し、抵抗力、回復力、適応力の強化に取り組む。
- ⑤ 持続可能な環境や社会の実現に向け、平成27年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献する。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① ハード対策やソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に役割分担し、連携協力する。
- ③ 非常時のみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ① 社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮し、施策の重点化を図る。
- ② 既存の社会資本の有効活用等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理を推進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① コミュニティ機能の維持・向上を行うとともに、強靱化推進の担い手が活動できる環境整備を推進する。
- ② 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮し、施策を講じる。
- ③ 自然との共生、環境との調和、景観の維持に配慮する。

第2章 須崎市の概況と災害リスク

1. 須崎市の概況

(1) 地勢

本市は高知県のほぼ中央に位置しており、昭和29年10月1日に高岡郡須崎町、多ノ郷村、浦ノ内村、吾桑村、上分村の1町4村が合併したことにより発足した。

市域は東西約25キロ、南北約13キロで、市域面積は135.34平方キロメートルであり、東に土佐市、北に佐川町、北西に津野町、南西に中土佐町と接しており、南は土佐湾に面している(図2)。

本市は山地が多く、須崎湾に面した平坦地に市街地が形成され、市内を縦横に流れる新荘川、桜川、押岡川、御手洗川、奥浦川等の流域には肥沃な農耕地が開けている。

県内でも有数な長い海岸線は、沈降海岸の特色を示すリアス式海岸の形状をしており、深く湾入する須崎港は、天然の良港をなしている。



図2 須崎市の概況

出典：須崎市津波防災地域づくり推進計画

(2) 産業

本市の農地は、平坦部や中山間部に整備され、全国1位の生産量を誇るミョウガをはじめ、キュウリ、シシトウ、花き等、多彩な農作物が生産されている。

海岸部では、メジカをはじめとする様々な種類の魚介類を水揚げする須崎湾と、真鯛やカンパチの養殖漁業を盛んに行う野見湾及び浦ノ内湾に大別されている。

(3) 気候

本市は、北は四国山地を背にし、南は黒潮の流れる太平洋に面しているため高温多湿で、年間平均気温は約 17 度、年間雨量は 2,834 ミリを記録する（観測値は平成 12 年～令和元年の須崎アメダスの平均値）。

冬期の降雪は極めて少なく、北西の季節風が多い。高温多湿で作物の育成には好適な気象条件であるが、毎年 6 月から 10 月にかけて大雨を伴った低気圧の通過経路に位置するため、風雨による災害が発生している。

(4) 人口・世帯数の推移

本市の人口は、昭和 55 年に 31,852 人となっており、以降、減少が続いている。また、少子高齢化が進んでおり、平成 27 年には高齢化率が 36.2%まで上昇した（表 1）。

表 1 須崎市の人口・世帯数の推移

年次	総人口	年齢別人口			世帯数	総人口に占める割合	
		15 歳未満	15 歳～64 歳	65 歳以上		15 歳未満	65 歳以上
昭和 55 年	31,852	7,019	20,785	4,048	9,297	22.0%	12.7%
昭和 60 年	31,378	6,724	20,288	4,366	9,258	21.4%	13.9%
平成 2 年	30,295	5,657	19,545	5,093	9,305	18.7%	16.8%
平成 7 年	28,742	4,567	17,980	6,195	9,425	15.9%	21.6%
平成 12 年	27,569	3,786	16,832	6,951	9,708	13.7%	25.2%
平成 17 年	26,039	3,228	15,581	7,230	9,543	12.4%	27.8%
平成 22 年	24,698	2,731	14,071	7,866	9,323	11.1%	31.8%
平成 27 年	22,606	2,280	12,096	8,184	9,121	10.1%	36.2%

※総人口には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。

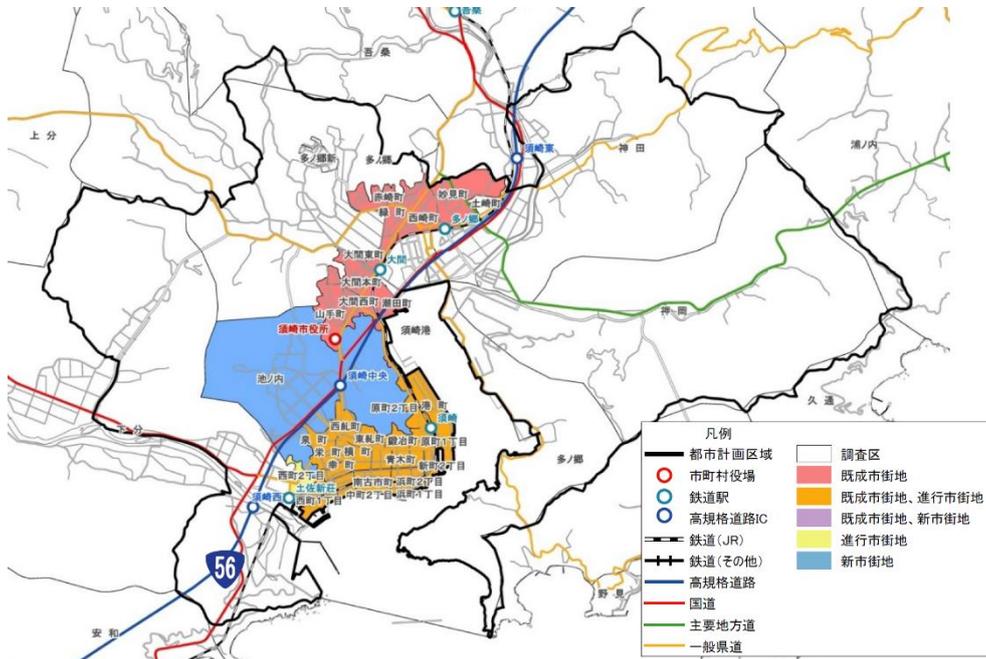
出典：総務省統計局「国勢調査」

(5) 都市構造

本市は、国や県の行政施設、図書館、文化会館、病院等の都市機能を有する施設が立地した中心市街地である JR 須崎駅周辺と、土地区画整理事業により計画的に都市基盤が整備された新市街地である JR 多ノ郷駅周辺が、都市計画区域として指定されており、住商工が混在した土地利用となっている。

都市の骨格は、高知自動車道、国道 56 号、JR 土讃線、須崎港によって形成されている。都市計画区域外は農林水産業を中心とした生活拠点（安和、南、浦ノ内、吾桑、上分、久通）が点在している。

平成 27 年の国勢調査における人口集中地区はないものの、津波の人的被災リスクは、居住人口が集中している都市計画区域内が高いと考えられる。



資料：都市計画基礎調査
 ※市街地の区分は、都市計画基礎調査の実施要綱による区分で、以下のとおり
 既存市街地：平成 2 年国勢調査における人口集中地区が過半を占める調査区
 進行市街地：平成 22 年国勢調査における人口集中地区が過半を占める調査区
 新市街地：平成 22 年国勢調査における人口集中地区が過半に満たない調査区

図 3 都市計画区域の概況

出典：須崎市津波防災地域づくり推進計画

(6) 港湾

須崎港は、リアス式海岸の形状をした天然の良港である。良質な石灰石、セメントの輸移出や原木の輸入など、県内最大の貨物量を取扱う国際貿易港であり、平成 26 年以降フェリーを除く取扱貨物量は四国 1 位となるなど、地域の産業や物流を支えており、県内産業はもとより国内産業においても重要な拠点となっている。

須崎港は、天然の良港である反面、入り口が広く奥が狭い V 字型の形状をしているため、津波の被害を受けやすく、過去幾度となく大きな被害を受けてきたことから、湾口部に津波防波堤の整備を行ってきた。津波防波堤は平成 26 年 3 月に完成したが、想定を超える大きな地震、津波が襲来しても防波堤が倒壊しないよう、粘り強い構造へと防波堤の改良を行っている。

平成 25 年には高知県の防災拠点港配置計画において、一次防災拠点港に指定されている。

須崎湾外港には、戸島、中ノ島、神島が点在し、野見湾をつくり養殖業が盛んである。また、東部には「横浪三里」の名で知られる浦ノ内湾があり、半島には横浪黒潮ラインが縦走している。

2. 須崎市の災害リスク

(1) 災害履歴

ア. 地震による災害

須崎港は県内一の天然の良港であるが、土佐湾の最奥部という地理的特性から、過去に幾度も地震津波によって尊い人命と財産が奪われ大きな被害を受けてきた。近年においては昭和21年の昭和南海地震津波、昭和35年のチリ地震津波等、多くの地震津波に襲われ、昭和南海地震津波では、市街地の3分の2が浸水する被害に加え多くの人命が失われた。平成23年の東北地方太平洋沖地震では、基幹産業である養殖施設等が大きな被害を受け、被害総額は県内被害の約9割を占める23億円超にのぼった。



写真1 港町棧橋に打ち上げられた船舶（昭和南海地震）



写真2 津波による養殖用小割筏の被害（東北地方太平洋沖地震）

表2 須崎市における主な地震被害

地震による災害の概要	
宝永地震 1707年（宝永4年） 10月28日	<p>【地震の概要】</p> <p>10月28日の午前9時頃、紀伊半島沖を震源とした地震が発生し、津波は紀伊半島から九州までの太平洋沿岸や瀬戸内海に襲来した。この地震により高知市中西の地盤が最大2m沈下し、室戸では地盤が1m～2m隆起した。地震規模はマグニチュード8.6（推定）であった。</p> <p>【本市の状況】</p> <p>本市には発災から翌日の晩までの間、12回津波が押し寄せた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死傷者：400余人
安政南海地震 1854年（安政元年） 12月24日	<p>【地震の概要】</p> <p>12月24日午後4時頃、紀伊半島沖を震源とした地震が発生し、津波は房総から九州に至る海岸に襲来した。この地震により甲浦で約1.2m沈下し、室戸では1.2m隆起した。地震規模はマグニチュード8.4（推定）であった。</p> <p>【本市の状況】</p> <p>本市では7、8回津波が押し寄せ、堀川にかかる橋は地震により全て落橋した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死傷者：50人 ・建物被害：潰家95軒、半潰401軒、流失550軒 浸水家屋151軒 ・その他：船舶流失137隻、漁網流失67張、田地高3,610石
昭和南海地震 1946年（昭和21年） 12月21日	<p>【地震の概要】</p> <p>12月21日午前4時18分、和歌山県潮岬の沖合を震源とした地震が発生し、津波は静岡県より九州に至る海岸に襲来した。高知県沿岸では、4m～6mの津波が押し寄せ、この地震により須崎や甲浦で1.0m沈下し、室戸では1.27m隆起した。地震規模はマグニチュード8.0であった。</p> <p>【本市の状況】</p> <p>本市には地震発災から約10分で津波が襲来し、その後20分ほどの周期で6、7回襲来した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死傷者：死者・行方不明者61人、負傷者140人 ・建物被害：家屋全壊198戸、半壊563戸、流失168戸、 浸水1,315戸、焼失9戸 ・その他：道路決壊21カ所、船舶流出683隻 田畑の浸水398町

<p>チリ地震津波 1960年（昭和35年） 5月23日</p>	<p>【地震の概要】 5月23日午前4時11分、チリ南部を震源とした地震が発生し、津波は発災翌日の午前2時20分から日本沿岸各地に襲来した。地震規模はマグニチュード9.5であった。</p> <p>【本市の状況】 本市には24日午前5時頃から午後6時頃までの間、20数回の津波が押し寄せ、大間地区や須崎棧橋付近の貯木場の機材を押し流し、住家に被害を生じた。市街地では堀川から侵入した津波により、多くの家屋が浸水した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死傷者：なし ・建物被害：家屋全壊17戸、半壊35戸、流失2戸、 床上浸水617戸、床下浸水319戸 ・その他：道路損壊4カ所、堤防決壊27カ所、橋の流失1カ所 鉄道軌道被害2キロ、船舶被害72隻、 耕地の流出・埋没45町5反、冠水172町歩
<p>チリ中部地震 2010年（平成22年） 2月27日</p>	<p>【地震の概要】 2月27日午後3時34分、チリ中部海岸を震源とした地震が発生し、津波は発災翌日の午後3時52分から太平洋岸に襲来した。地震規模はマグニチュード8.8であった。</p> <p>【本市の状況】 本市では午後7時40分に全国最大の1.22m津波を観測し、養殖用小割筏が流され、養殖鯛等に被害が生じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死傷者：なし ・建物被害：なし ・その他：水産被害19百万、一部に路面冠水
<p>東北地方太平洋沖地震 津波 2011年（平成23年） 3月11日</p>	<p>【地震の概要】 3月11日午後2時41分、太平洋三陸沖を震源とした地震が発生した。岩手、宮城、福島県を中心とした太平洋沿岸部に津波が襲来し、津波高は8m～9m以上を観測した。地震規模はマグニチュード9.0であった。</p> <p>【本市の状況】 本市では午後8時59分に西日本最大の2.6mの津波を観測した。この津波による人的被害はなかったが、家屋等の床上下浸水をはじめ、養殖施設等に大きな被害が生じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死傷者：なし ・建物被害：床上浸水5戸、床下浸水11戸 ・その他：車両浸水20台、漁船転覆15隻、 養殖用小割筏の流失・破損

出典：須崎市地域防災計画 地震・津波災害対策編（令和2年3月改訂）、四国災害アーカイブスHP、
須崎市史（昭和49年編、平成26年編）、南海大震災誌（高知県）

イ. 水害、土砂災害による災害

本市は、昭和 45 年の台風 10 号をはじめとして、毎年、台風の来襲により農林水産業施設を中心に大きな被害を受けている。また、集中豪雨等による家屋等の浸水被害も受けていたが、河川改修や排水施設の整備等により、近年は、大きな浸水被害は発生していない。



写真3 須崎駅前の浸水被害（昭和 50 年台風 5 号）



写真4 為貞の橋の崩壊（昭和 50 年台風 5 号）

表3 須崎市における主な風水害

風水害・土砂災害の概要及び被害内容	
昭和38年台風9号 (1963年8月9日)	<p>【概要】 8月9日時過ぎに大分県佐伯付近に上陸し、10日3時頃門司（現：北九州市門司区）西方から日本海に至った。この台風は速度が遅く、暴風雨時間が長く、高知県下に大きな被害が出た。</p> <p>【本市の状況】 本市では、8日から9日までの雨量が400mm～600mmに達した。新莊川は奥地で約900mmの雨が降り、河口付近では堤防が数ヶ所決壊した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物被害：罹災世帯448世帯、家屋の全半壊13棟 床上浸水192戸、床下浸水239戸
昭和45年台風10号 土佐湾台風 (1970年8月21日)	<p>【概要】 佐賀町（現：黒潮町佐賀）付近に上陸し、四国西部を縦断して、島根県太田市付近から日本海に抜けた。この台風は高知地方気象台設置以来最大といわれる最大風速46mを記録し、県下全域に甚大な被害が出た。</p> <p>【本市の状況】 本市では半日の雨量が200mm～300mmに達した。本市では台風の襲来が満潮時と重なり、高潮による浸水被害が発生し、家屋だけでなく、農林水産物や漁港、漁港施設等にも被害が及んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物被害：罹災世帯4,480世帯 家屋の全半壊444棟、浸水家屋495棟
昭和50年台風5号 (1975年8月17日)	<p>【概要】 8月17日午前8時50分に宿毛市付近に上陸し、四国西岸をかすめて山口県を横断して日本海に至った。</p> <p>【本市の状況】 本市では、同日昼頃から雨勢が強まり、降水量は降り始めから午後4時まで450mmに達した。桜川は、国見から小浜にかけて溢水や堤防決壊が発生し、下流域の土崎、妙見、西崎から大間本町を中心に浸水した。浦ノ内、上分などでは、山崩れによる倒壊家屋があり、吾桑国下では死者が出た。JR土讃線は、下村で鉄道路線が寸断され、復旧に一週間を要した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害：死者1人、負傷者6人 ・建物被害：全壊14棟、半壊15棟、一部損壊4棟 公立文教施設一部損壊25（学校、保育所、住宅） 床上浸水613戸、床下浸水1,025戸 ・その他：堤防決壊204カ所、道路214カ所 橋流失13カ所等

<p>平成5年台風5号 (1993年7月 27日、28日)</p>	<p>【概要】 7月27日に鹿児島県大隅半島に上陸し、九州東部を北上して日本海へ至った。小型で勢力も弱い台風であったが、県内各地でがけ崩れ等の被害が続出した。</p> <p>【本市の状況】 本市では、城山公園南側斜面の登山道の一部が決壊、山肌が崩れ負傷者が出た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害：負傷者1人 ・建物被害：床上浸水4戸、床下浸水73戸 ・土砂災害：土砂崩れ34カ所 ・その他：市道浸水10カ所、河川氾濫6カ所
<p>平成10年集中豪雨 (98豪雨) (1998年9月 24日、25日)</p>	<p>【概要】 9月24日から25日にかけて秋雨前線により、高知県中部は記録的な集中豪雨に見舞われた。このため、河川堤防からの越流、主要道路の土砂崩れ、JR土讃線の路盤流出等により、各地で浸水や土砂災害が相次いで発生した。</p> <p>【本市の状況】 本市では24日午後8時から25日午後10時までの雨量が460mmに達し、特に24日午後8時からの一時間降水量125.5mmは、本市で観測された一時間雨量の最高記録となった。</p> <p>人的被害：負傷者2人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物被害：全壊1棟、一部損壊6棟、非住家被害10棟 床上浸水69戸、床下浸水185戸 ・その他：道路関連130カ所、河川関連122カ所 崖崩れ17カ所 田の流失・埋没5ha、田の冠水50ha 農用施設関連809箇所
<p>平成19年台風4号 (2007年7月 14日、15日)</p>	<p>【概要】 7月14日に鹿児島県大隅半島に上陸し、勢力を弱めながら四国から本州の南岸を東に進み、16日に日本の東海上で温帯低気圧に変わった。</p> <p>【本市の状況】 本市では数件の土砂崩れの被害が発生した。新荘川は水位が3.3mまで上がり、桜川でも水位が2.0mを超えたことから、流域地区に対して避難準備情報を発令した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害：土砂崩れが数件発生 ・その他：各地で25世帯25人が避難

出典：須崎市地域防災計画 一般災害対策編（令和2年3月改訂）、四国災害アーカイブス、気象庁ホームページ、須崎市史（昭和49年編、平成26年編）

(2) 被災想定

ア. 地震・津波の被害想定

地震・津波の想定は、平成24年12月に高知県が公表した「【高知県版第2弾】南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水想定」（以下、「県津波浸水想定」という。）による。

(ア) 最大クラスの地震・津波による被害想定 (L2)

最大クラスの地震・津波による浸水予測図を図4に示す。これによれば、浦ノ内湾内や須崎港では最大浸水深が5.0m～10.0m、養殖場が多数ある野見湾内や安和地区沿岸部では最大浸水深が10.0m～15.0mと想定されている。市内を縦横に流れる新荘川、桜川、押岡川、御手洗川、奥浦川等への津波遡上によって河口から数キロ上流の地域でも津波被害の発生が予想される。

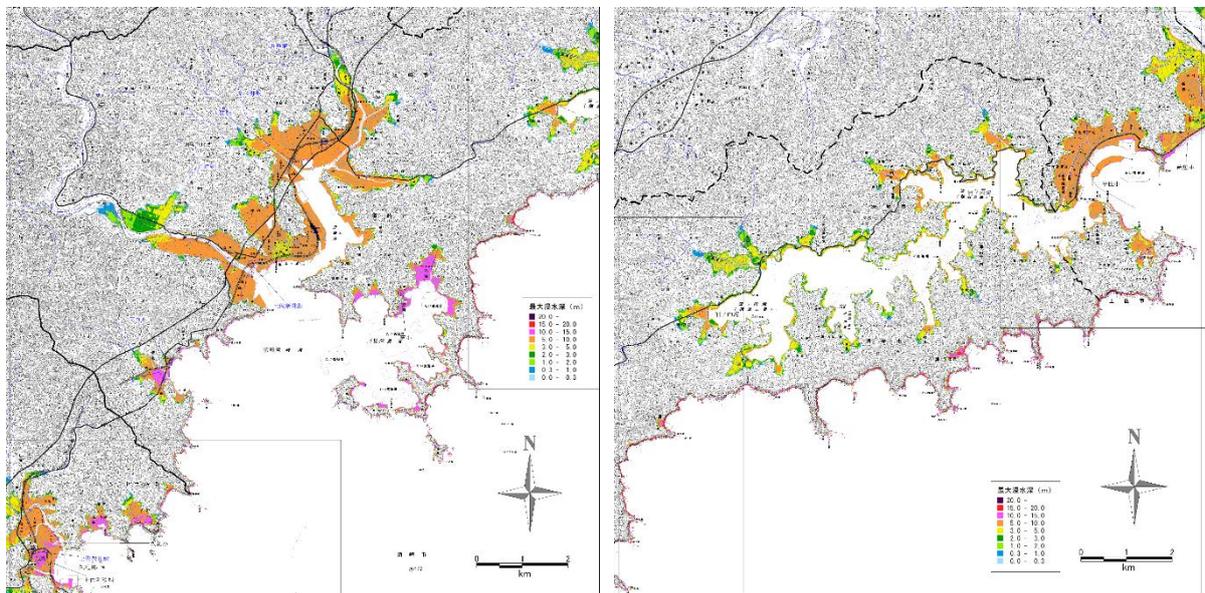


図4 津波浸水予想図 (L2)

出典：「【高知県版第2弾】南海トラフ巨大地震による震度分布・津波予測（平成24年12月）」高知県

県が試算した市域の被害想定数値（死者数最大ケース）は、表4のとおりである。

表4 須崎市の被害想定（L2）

想定項目		最大クラス	
		現状	対策後
建物棟数		15,770	
建物被害	液状化（棟）	50	-
	揺れ（棟）	1,000	70
	津波（棟）	6,200	-
	急傾斜地崩壊（棟）	20	-
	地震火災（棟）	70	-
	合計（棟）	7,400	-
人口（H17 国勢調査）		26,057	
人的被害 （死者数）	建物倒壊（人）	60	*
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物（人）	*	-
	津波（人）	3,600	10
	急傾斜地崩壊（人）	*	-
	火災（人）	*	-
	ブロック塀（人）	*	-
合計（人）	3,700	10～	
人的被害 （負傷者数）	建物倒壊（人）	790	80
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物（人）	60	-
	津波（人）	210	0
	急傾斜地崩壊（人）	*	-
	火災（人）	10	-
	ブロック塀（人）	*	-
合計（人）	1,000	80～	
人的被害 のうち重傷者数	建物倒壊（人）	440	40
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物（人）	10	-
	津波（人）	70	0
	急傾斜地崩壊（人）	*	-
	火災（人）	*	-
	ブロック塀（人）	*	-
合計（人）	520	40～	
避難者数 1日後の	指定避難所（人）	11,000	9,700
	指定避難所外（人）	5,600	4,900
	合計（人）	16,000	15,000

※「-」：未算出 「*」：若干名 ※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

※想定条件：冬の深夜に発生。避難速度は1分あたり35m。

浸水域外への最短直線距離の1.5倍の距離を避難。

出典：「【高知県版】南海トラフ巨大地震における被害想定（平成25年5月）」高知県

《設定条件》

- 現状（平成 25 年 3 月時点）
 - ・避難開始のタイミングは、10 分後に避難開始が 20%、20 分後に避難開始が 50%、津波が到達してから避難開始が 30%
 - ・平成 25 年 3 月時点の津波避難タワー、津波避難ビルを考慮（整備率 26%）
 - ・住宅の耐震化率は 74%
- 対策後
 - ・避難開始のタイミングは、10 分後に避難開始が 100%
 - ・整備予定の避難路、避難場所、津波避難タワーの整備が完了（整備率 100%）
 - ・住宅の耐震化率は 100%

⇒さらなる対策を進めることで、より被害を減らすことが可能

(イ) 発生頻度の高い一定程度の地震・津波による被害想定（L1）

安政南海地震クラスの地震・津波による浸水予測図を図5に示す。濃い青色で示された部分が、安政南海地震クラスの浸水域と想定されている。

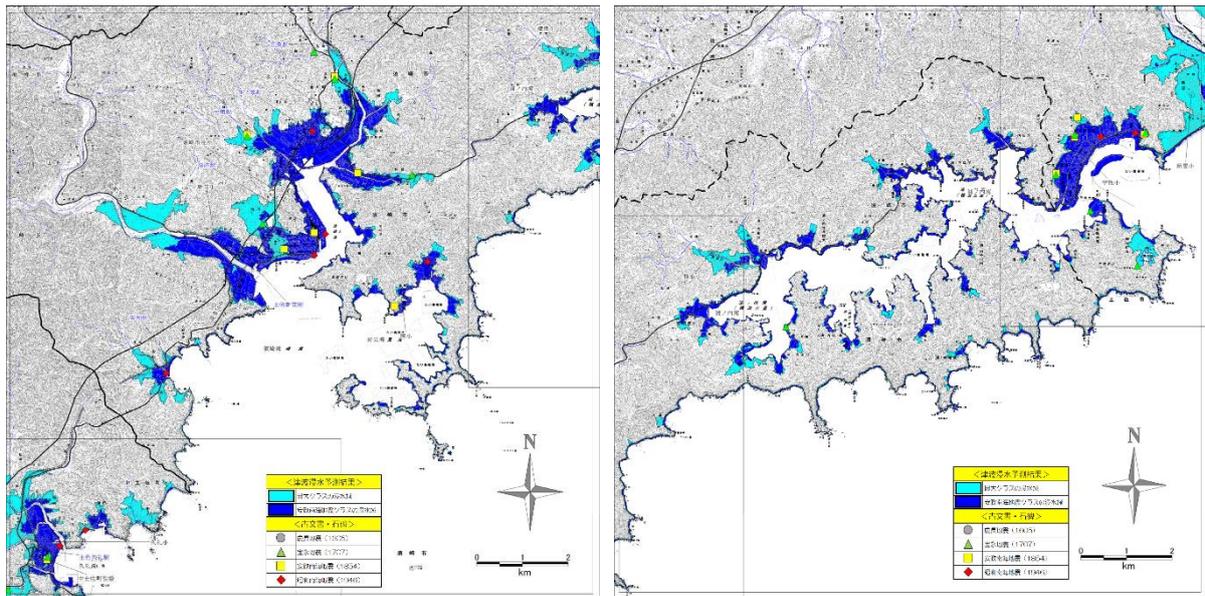


図5 津波浸水予想図（L1）

出典：「【高知県版第2弾】南海トラフ巨大地震による震度分布・津波予測（平成 24 年 12 月）」高知県

県が試算した市域の被害想定数値（死者数最大ケース）は、表5のとおりである。

表5 須崎市の被害想定（L1）

想定項目		発生頻度の高い地震	
		現状	対策後
建物棟数		15,770	
建物被害	液状化（棟）	50	-
	揺れ（棟）	140	10
	津波（棟）	3,400	-
	急傾斜地崩壊（棟）	*	-
	地震火災（棟）	210	-
	合計（棟）	3,800	-
人口（H17 国勢調査）		26,057	
人的被害 （死者数）	建物倒壊（人）	10	*
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物（人）	*	-
	津波（人）	1,200	*
	急傾斜地崩壊（人）	*	-
	火災（人）	*	-
	ブロック塀（人）	*	-
合計（人）	1,300	*	
人的被害 （負傷者数）	建物倒壊（人）	270	10
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物（人）	20	-
	津波（人）	190	0
	急傾斜地崩壊（人）	*	-
	火災（人）	10	-
	ブロック塀（人）	*	-
合計（人）	470	10~	
人的被害 のうち重傷者数	建物倒壊（人）	150	10
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物（人）	*	-
	津波（人）	70	0
	急傾斜地崩壊（人）	*	-
	火災（人）	*	-
	ブロック塀（人）	*	-
合計（人）	220	10~	
避難者数 1日後の	指定避難所（人）	6,800	6,500
	指定避難所外（人）	3,500	3,300
	合計（人）	10,000	9,900

※「-」：未算出 「*」：若干名 ※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

※想定条件：冬の深夜に発生。避難速度は1分あたり35m。

浸水域外への最短直線距離の1.5倍の距離を避難。

出典：「【高知県版】南海トラフ巨大地震における被害想定（平成25年5月）」高知県

イ. 長期浸水

南海トラフ地震の発生により、都市計画区域である須崎地区、多ノ郷地区は 1.0m~2.0m もの地盤の沈降が予想されている。特に桐間地区土地区画整理事業区域内では、2.0m~5.0m にも及ぶ。地盤の沈降、津波浸水等により堤防や排水機場の機能が失われ、市街地内の海水が排出できず、長期間にわたり浸水が継続することとなるため、救助救出、がれき処理、災害復旧等も長期間を要することが想定される。

《長期浸水予測 (L2)》

想定最大地盤沈降量：-1.8m (ケース 04 四国沖に大すべり域を設定)

想定対象潮位：東京湾平均海面 (T.P.) +1.0m

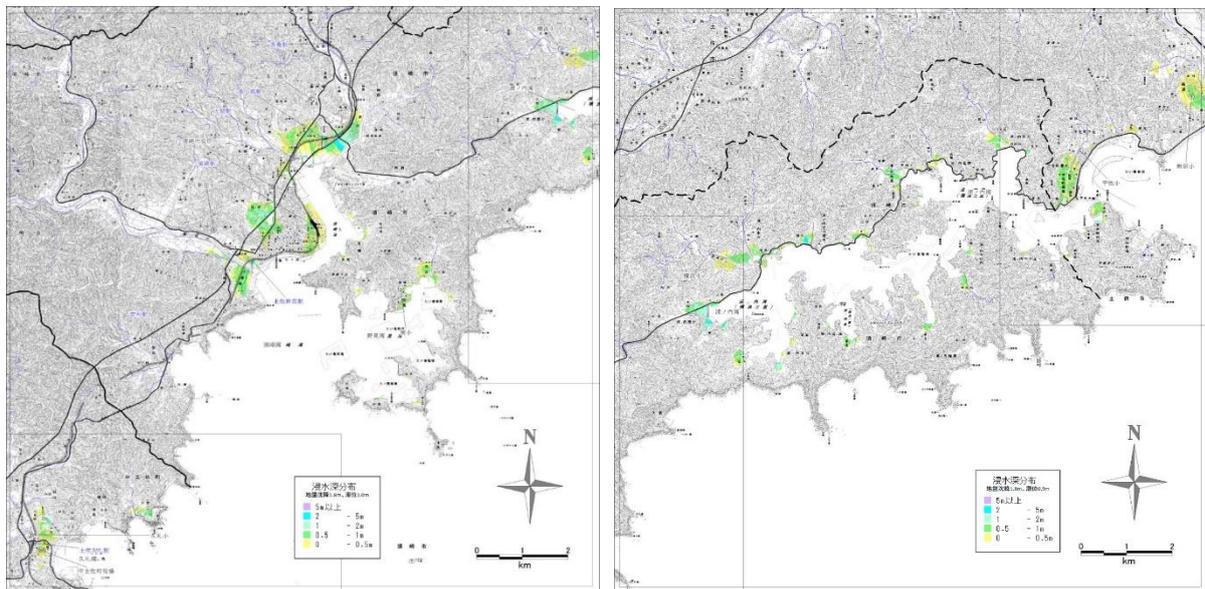


図6 長期浸水想定 (L2)

ウ. 土砂災害

山地の多い本市は、山地及び斜面において大雨又は地震による土石流や地すべりの発生、急傾斜地の崩壊が起こりやすく（図7）、住家、農地、道路、橋梁等が度々被害を受け、地区の集会所等への避難や道路の通行不能といった状況に見舞われている。

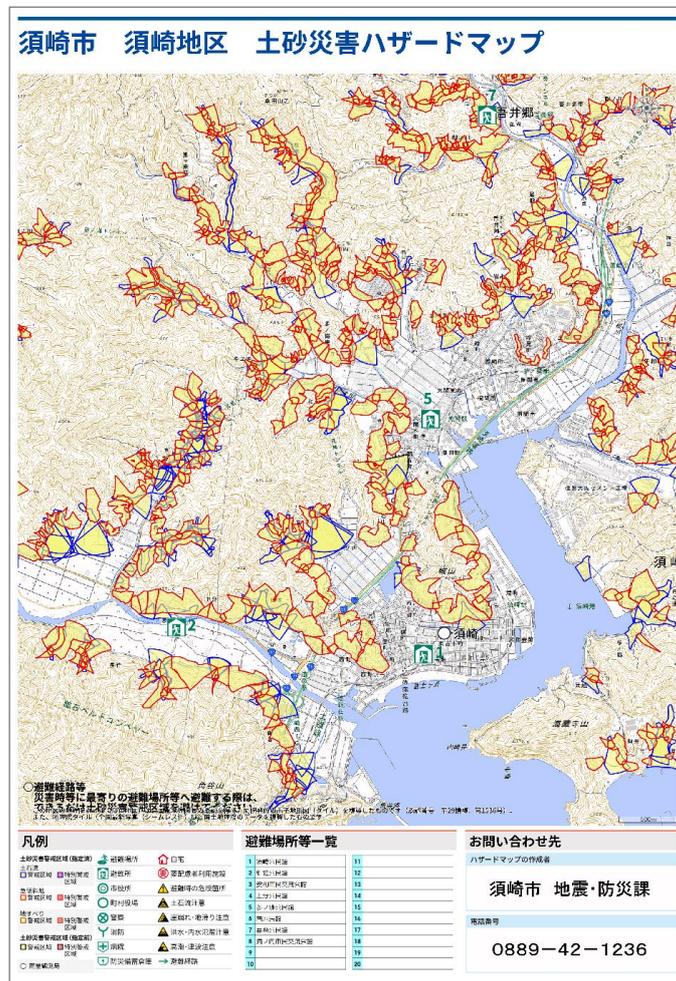


図7 土砂災害警戒区域

出典：須崎市ホームページ「土砂災害警戒区域マップ」（須崎市街区）

第3章 脆弱性評価

1. 評価の枠組み及び手順

(1) 対象とする災害

本市の概況と災害リスクを踏まえ、本計画において対象とする大規模自然災害を以下のように設定する。

対象とする災害	南海トラフ地震
	台風、集中豪雨等による風水害（水害、土砂災害等を含む）

(2) 事前に備えるべき目標

想定する大規模自然災害に対して、基本計画における目標との調和を図り、以下の8項目の「事前に備えるべき目標」を設定した。

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(3) 起きてはならない最悪の事態

基本目標や、事前に備えるべき目標の実現の妨げになる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」として、基本計画や高知県強靱化計画を参考に、本市の災害特性等を踏まえて、8つの事前に備えるべき目標に対し以下の事態を設定した（表6）。

表6 28の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
【目標1】 直接死を最大限防ぐ	1-1	建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態
	1-2	大規模津波による多数の死者・行方不明者が発生する事態
	1-3	地盤沈降に伴う長期的な市街地の浸水が発生する事態
	1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者が発生する事態
	1-5	暴風雨や洪水等による多数の死傷者が発生する事態
【目標2】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止する事態
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生する事態
	2-3	警察・消防等の被災による救助・救急活動等の資源が絶対的に不足する事態
	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能が麻痺する事態
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生する事態
	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態が悪化する事態
【目標3】 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能が大幅に低下する事態
【目標4】 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災関係機関が情報通信の長期停止により災害情報が伝達できない事態

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
【目標5】 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済が停滞する事態
	5-2	基幹的交通ネットワーク（高速道路、港湾等）の機能が停止する事態
	5-3	食料等の安定供給が停滞する事態
【目標6】 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電気、石油、ガスの供給機能が停止する事態
	6-2	上水道の供給が長期間にわたり停止する事態
	6-3	污水处理施設等が長期間にわたり機能停止する事態
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
【目標7】 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	地震火災、津波火災による市街地の延焼が拡大する事態
	7-2	排水施設等の損壊・機能不全による二次災害が発生する事態
	7-3	有害物質の大規模拡散・流出する事態
【目標8】 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	復興指針や土地利用方針が決まらず復興が大幅に遅れる事態
	8-2	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	生活環境が整わないことにより生活を再建することができない事態
	8-4	文化財等が損失する事態
	8-5	市街地の長期浸水により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(4) 施策分野

起きてはならない最悪の事態を回避するために必要な施策を分類するため、個別施策分野 6 項目と横断的分野 5 項目を設定した。

個別施策分野	横断的分野
① 行政機能	① リスクコミュニケーション
② 地域防災	② 人材育成
③ インフラ・住環境	③ 官民連携
④ 保健医療・福祉	④ 長寿命化対策
⑤ 産業・エネルギー	⑤ 広域連携
⑥ 情報通信	

(5) 評価手順

収集した施策等の情報を基に、脆弱性の評価を以下の手順で実施した。

- ① 起きてはならない最悪の事態を縦軸に、個別施策分野を横軸に配置したマトリクス（図 8）を作成し、既存施策を整理
- ② マトリクスを用いて、起きてはならない最悪の事態を横断的に整理し、現状の脆弱性を分析・評価

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	個別施策分野					脆弱性の評価
	①行政機能	②地域防災	③	...	⑥	
1-1) 建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態	○..... ○..... :	○.....				○..... ○..... ○.....
1-2) 大規模津波による多数の死者・行方不明者が発生する事態		○..... ○..... :				○..... ○.....
⋮	○.....	○.....				⋮
8-4) 文化財等が損失する事態						○.....

図8 マトリクスを用いた脆弱性評価

2. 脆弱性評価結果

目標 1 直接死を最大限防ぐ

1-1 建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態

耐震性の低い建築物が倒壊する

- 住宅・建築物の倒壊による死傷者の発生、避難路の閉塞、火災等の被害を防ぐためには耐震化が必要である。住宅の耐震化については、耐震化の必要性や支援制度の周知、所有者負担の軽減等を図り、対策を着実に進める必要がある。
- 公営住宅の老朽化が進んでおり、外壁、パラペット、ベランダ下面等のはがれ対策が必要である。
- 子どもや職員を建物倒壊から守るため、市有建築物の修繕工事または耐震補強工事の実施を検討する必要がある。
- 社会福祉施設や医療機関における災害発生時の実効性を向上させるための対策を進める必要がある。
- 災害時における宅地・家屋の応急危険度判定ができる体制が必要である。

家具類の転倒や非構造部材の落下等が発生する

- 家具・家電製品等の転倒・落下やガラスの飛散による被害を防ぐための安全対策が必要である。
- 落下物によるけが人の防止のため、路上での掲示板や屋外広告物等が落下しない対策を行う必要がある。

建築物やブロック塀等の倒壊により道路が閉塞する

- 地震の揺れによる建築物やブロック塀等の倒壊または電柱、自動販売機等の設置物の破損や転倒により、地域住民の被害や避難路の閉塞、救助活動の妨げが発生することへの対策が必要である。

地域の防災力が低い

- 地域の防災力向上のため、防災教育による防災知識の習得や防災訓練等の実施が必要である。また、自主防災組織を活性化させるため、災害に対応できる人材や地域の防災リーダーを育成する必要がある。

避難行動要支援者が避難できない

- 避難行動要支援者の避難訓練を定期的を実施し、避難方法、誘導等について検証を行う必要がある。また、避難行動要支援者の個別計画を作成し、避難訓練の定期的な実施等、実効性のある避難支援体制を整備する必要がある。
- 社会福祉施設や医療機関における災害発生時の実効性を向上させるための対策を進める必要がある。
- 要配慮者への情報伝達や、避難支援・安否確認等の支援対策の充実を図る必要がある。

1-2 大規模津波による多数の死者・行方不明者が発生する事態

津波から逃げ切れない

- 落下物によるけが人の防止のため、路上での掲示板や屋外広告物等が落下しない対策を行う必要がある。
- 地震の揺れによる建築物やブロック塀等の倒壊または電柱、自動販売機等の設置物の破損や転倒により、地域住民の被害や避難路の閉塞、救助活動の妨げが発生することへの対策が必要である。
- 災害により橋梁やトンネルが崩壊しないように対策をする必要がある。
- 観光客や通行人等の土地勘がない人では避難できない恐れがある。
- 市施設内に避難場所等を掲載し、避難を誘導する必要がある。

○南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、その情報を生かし、減災につなげられるように、取組を進める必要がある。

堤防や水門等のインフラが機能しない

○堤防・護岸・岸壁における高潮、津波対策を実施することにより、浸水被害から人命や資産の防護を図る必要がある。また、海岸保全施設の長寿命化計画を策定し、施設の長寿命化を図る必要がある。

○発生頻度の高い津波に対しては侵入を防ぎ、最大クラスの津波においても避難時間を確保するため、防波堤や河川・海岸堤防、水門等の対策が必要である。

地域の防災力が低い

○地域の防災力向上のため、防災教育による防災知識の習得や防災訓練等の実施が必要である。また、自主防災組織を活性化させるため、災害に対応できる人材や地域の防災リーダーを育成する必要がある。

○緊急避難場所において、トイレ・テント等を整備する。また、避難所への衛生用品及び発電設備等を整備する備蓄計画の整備が必要である。

避難行動要支援者が避難できない

○避難行動要支援者の避難訓練を定期的を実施し、避難方法、誘導等について検証を行う必要がある。また、避難行動要支援者の個別計画を作成し、避難訓練の定期的な実施等、実効性のある避難支援体制を整備する必要がある。

○社会福祉施設や医療機関における災害発生時の実効性を向上させるための対策を進める必要がある。

○要配慮者への情報伝達や、避難支援・安否確認等の支援対策の充実を図る必要がある。

○自らの力で避難できない方が津波に飲み込まれることを防ぐためには、要配慮者関連施設等の高台移転を推進する必要がある。

1-3 地盤沈降に伴う長期的な市街地の浸水が発生する事態

浸水の解消に時間を要する

○浸水時においても雨水ポンプ場等の内水排除施設が作動できるための対策が必要である。

○排水能力の低い地域等の浸水を解消するため、雨水ポンプ場等の整備や排水能力の向上が必要である。

○堤防・護岸・岸壁における高潮、津波対策を実施することにより、浸水被害から人命や資産の防護を図る必要がある。また、海岸保全施設の長寿命化計画を策定し、施設の長寿命化を図る必要がある。

○長期浸水が予想される地域では、避難できる人は水平避難するように啓発が必要である。

○長期浸水域から救出した被災者の多くを受け入れる施設等について検討が必要である。

○長期浸水域内の要救助者を救出するためには、救出方法や避難所までの搬送方法等のオペレーションを検討するとともに、その実効性を高めていく必要がある。

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者が発生する事態

住宅等が崩壊土砂に飲み込まれる

○土砂災害による住家や道路等への災害を防止するために、がけ崩れ対策を行う必要がある。

○山に入る人の減少により、山の荒廃が見られる箇所が複数あり、地すべり防止のための治山事業を県に要望し、山の保全対策を行っていく必要がある。

○道路法面・道路構造物の危険箇所を調査し、防災対策をする必要がある。

○土砂災害の危険性を住民が認識し、確実な避難につなげるためには、国・県と連携し、情報伝達等の訓練や、住民への啓発や防災訓練による地域の避難体制づくりが必要である。

- 野内の保全及び農村地域の住民の暮らしの安全を確保するためには、農村災害対策及び地すべり対策等が必要である。
- 山野の植生がシカ等の食害を受けることによって地表が露出し、土砂災害の要因となることを防ぐため、シカ等の捕獲が必要である。

地域の防災力が低い

- 地域の防災力向上のため、防災教育による防災知識の習得や防災訓練等の実施が必要である。また、自主防災組織を活性化させるため、災害に対応できる人材や地域の防災リーダーを育成する必要がある。
- 土砂災害警戒区域を住民へ周知する必要がある。

避難行動要支援者が避難できない

- 避難行動要支援者の避難訓練を定期的実施し、避難方法、誘導等について検証を行う必要がある。また、避難行動要支援者の個別計画を作成し、避難訓練の定期的な実施など、実効性のある避難支援体制を整備する必要がある。
- 社会福祉施設や医療機関における災害発生時の実効性を向上させるための対策を進める必要がある。
- 要配慮者への情報伝達や、避難支援・安否確認などの支援対策の充実を図る必要がある。

1-5 暴風雨や洪水等による多数の死傷者が発生する事態

風水害による浸水により被災する

- 排水能力の低い地域等の浸水を解消するため、雨水ポンプ場等の整備や排水能力の向上が必要である。
- 堤防・護岸・岸壁における高潮、津波対策を実施することにより、浸水被害から人命や資産の防護を図る必要がある。また、海岸保全施設の長寿命化計画を策定し、施設の長寿命化を図る必要がある。
- 雨水ポンプ場等の内水排除施設の地震浸水対策及び雨水ポンプ場の耐震化計画の作成を行う必要がある。
- 排水ポンプ車の燃料確保のため、関係機関への要請計画を作成する必要がある。
- 河川・水路の断面確保や改修による通水断面の確保及び強化が必要である。
- 河川堤防等の河川管理施設については、定期点検やパトロール等を通じ、適切に維持管理を行う必要がある。
- 大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、水防団や防災関係機関と連携して水防演習を実施するなど、地域の防災力の向上を推進する必要がある。

避難行動要支援者が避難できない

- 避難行動要支援者の避難訓練を定期的実施し、避難方法、誘導等について検証を行う必要がある。また、避難行動要支援者の個別計画を作成し、避難訓練の定期的な実施など、実効性のある避難支援体制を整備する必要がある。

目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止する事態

備蓄等の事前対策が不十分のため、食料や飲料水等が枯渇する

- 家庭、事業所及び行政がそれぞれの役割に基づいて、水・食料等の備蓄を着実に進める必要がある。
- 安定的に物資を確保するため、企業との災害時応援協定を締結する必要がある。

○アレルギー対応の食料の備蓄や食料管理の仕組みづくりが必要である。また、お薬手帳の普及と携帯の周知を図る必要がある。

支援物資が届かない

- 迅速かつ円滑な物資供給を実現するためには、物資配送計画及び避難所運営マニュアルの見直しや、物資調達・輸送調整等支援システム運用の習熟が必要である。
- 物資拠点を核とした物資調達・供給を円滑に実施するためには、関係機関が連携した仕分け、輸送訓練を実施し、実効性を高める必要がある。
- 物資配送等に必要な燃料を確保する必要がある。
- 災害により橋梁やトンネルが崩壊しないように対策をする必要がある。
- 須崎市管理の農道橋 2 橋については、竣工より数十年が経過しており、定期的に点検を行い機能維持していく必要がある。
- 農道トンネルは交通量が多く、重要な施設であるが、竣工より数十年が経過しており、点検及び耐震診断を行い、機能保全と長寿命化を図る必要がある。
- 迅速な支援を行うため、狭あい道路の解消が必要である。
- 上水道による飲料水の供給が長期に渡り止まれば、上水道以外での供給方法が必要である。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生する事態

大規模災害により地域が孤立する

- 孤立集落を予想し、県等の関係機関と調整し、防災訓練を実施する必要がある。
- 物資配送等に必要な燃料を確保する必要がある。
- 家庭、事業所及び行政がそれぞれの役割に基づいて、水・食料等の備蓄を着実に進める必要がある。
- 道路の寸断等による孤立地域の発生が起らないよう、対策を進める必要がある。
- 緊急時の土砂除去の連絡及び協力体制の整備を行う必要がある。
- 災害により橋梁やトンネルが崩壊しないように対策をする必要がある。
- 職員間での連絡通信手段を確保する必要がある。
- 市内全域での集落との情報提供手段を確保する必要がある。
- 集落が孤立した場合に要救助者の救出、支援物資の搬入を行うためには、緊急用ヘリコプター離着陸場の確保が必要である。

2-3 警察・消防等の被災による救助・救急活動等の資源が絶対的に不足する事態

応急活動を担う機関が機能を喪失する

- 行政機能が喪失するリスクを軽減する必要がある。
- 市内全域での情報提供手段を確保する必要がある。
- 無線基地局の破壊等により無線が使えないときの消防署、消防団の情報通信手段が必要である。
- 大規模災害発生時、市外からの応援部隊を受け入れるため、応急期機能配置計画の更新や受援体制の確立と実効性の向上が必要である。
- 停電時においても応急活動に必要な燃料を確保するためには、災害対応型サービスステーションの整備が必要である。
- 地震や火災等の災害時に適切に水利を使用できるよう、消防水利の施設整備及び維持管理を行うとともに、耐震性を有する消防水利を整備する必要がある。
- 各種災害に安全・確実・迅速に対応できるように消防資機材の整備・維持管理をする必要がある。

- 災害対応に備え、消防保有の消防自動車等の更新、整備及び維持管理を行っていく必要がある。
- 大規模災害に備えて消防隊の効率・効果的な運用を行う必要がある。

応急活動を行う人員が不足する

- 地域の災害時の防災力向上のため、防災訓練の実施や人材育成が必要である。
- 市職員の災害時の対応力向上のために、防災学習を実施する必要がある。
- 消防団の定数確保が必要である。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能が麻痺する事態

医療を担う機関が機能を喪失する

- 災害時医療救護計画の見直しを図るとともに、市医師会に医療チーム編成を要請する必要がある。
- 資機材保管場所や配備体制について、マニュアルを作成する必要がある。また、避難所等での長期滞在時の健康管理に関する保健活動マニュアルを作成する必要がある。
- 地域の防災力向上のため、夜間避難訓練、事業所における避難訓練の実施、救護訓練の実施が必要である。
- 社会福祉施設、医療施設などの災害発生時に重要な役割を担う施設の機能喪失を防ぐための対策が必要である。
- 外部からの支援チームの到着や搬送機能の回復まで、地域に残存する医療資源で耐えうる体制の整備を行う必要がある。

医療活動を行う人員・資源が不足する

- 災害により橋梁やトンネルが崩壊しないように対策をする必要がある。
- 医療資機材整備及び医薬品の確保に係る協定に基づく、連携体制の整備を図る必要がある。
- 市職員を対象に救急救命講習を定期的実施する必要がある。また、避難者対応研修を実施する必要がある。
- トリアージについて市民への啓発や、心肺蘇生法、救急法等の医療救護訓練を行う必要がある。

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生する事態

衛生環境が悪化する

- 災害による遺体へ対処する必要がある。
- 火葬用の燃料確保を行う必要がある。
- 避難所等での防疫対策活動を実施するための体制を整備する必要がある。
- 火葬場やごみ焼却場などの衛生環境の保全のために必要な施設については、耐震化や非常用電源、燃料などの確保が必要である。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態が悪化する事態

避難所が供与できない

- 避難所の速やかな開設と円滑な運営が必要である。
- 災害時における公衆衛生を確保するため、要介護者や乳幼児を収容する避難所の整備が必要である。
- 避難所不足の解消に向けて、学校の教室利用や地域集会所の耐震化、民間施設の利用の検討が必要である。
- 応急仮設住宅の建築資材・作業員が不足することを回避するため、他自治体と連携した体制が必要である。

避難所で感染症が集団発生する

- 緊急避難場所及び避難所の衛生用品及び発電設備等の整備が必要である。
- 避難所等での防疫対策活動の体制整備を図るとともに、消毒用資材等の備蓄及び保管場所を検討する必要がある。
- 被災地ではトイレ対策が重要であり、発災時に即対応できる準備が必要である。

避難所の運営体制が構築できない

- 計画的な備蓄及び備蓄食料、飲料水を循環させる仕組みづくりが必要である。
- 避難所の円滑な物資受入れや運営のため、避難所運営マニュアルの作成及び見直し、避難所運営訓練を実施する必要がある。
- 災害に強い地域づくりを図るため、自主防災組織を活性化させることに加え、防災講座の開催を通じて、災害に対応できる人材や地域の防災リーダーを育成する必要がある。
- 社会福祉施設等との協議を行い、福祉避難所の指定を進める。また、施設ごとに開設・運営についての具体的な検討が必要である。

生活環境が劣悪になる

- 長期浸水区域外の住民や避難者の生活排水を速やかに排除し、衛生環境の維持を図ることが必要である。
- 災害関連死を防ぐため、避難所生活における保健衛生活動や心のケアを確実に実施できる体制の整備が必要である。

目標 3 必要不可欠な行政機能は確保する**3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能が大幅に低下する事態****施設が被災し行政機能を失う**

- 災害時における流言の防止や犯罪発生の予防への対策が必要である。
- 災害時において、市民の生活を再建するために、各種証明書を速やかに発行する必要がある。
- 被災者の生活再建に関係する情報提供及び実効性のある相談体制の確保が必要である。
- 災害時における宅地・家屋の応急危険度判定ができる体制が必要である。
- 住民情報を含めた各種データの整理及び喪失対策が必要である。
- 職員を建物倒壊から守るため、市有建築物の修繕工事または耐震補強工事の実施を検討する必要がある。
- 市職員の災害時の対応力向上のために、防災学習を実施する必要がある。
- 市の業務継続計画（BCP）の実効性を高める必要がある。
- 行政機能が喪失するリスクを軽減するためには、庁舎の耐震化、資機材の整備、食料の確保などが必要である。
- 応急活動時における車両や発電機の燃料を確保するため、燃料の備蓄が必要である。
- 応急活動の実効性を高めるため、外部からの応援職員の受入体制の整備が必要である。

行政機能を担う体制が構築できない

- 災害時に円滑な応急対策及び復旧対策が実施されるよう、自治体間や民間事業者との連絡体制の構築、連携強化を図るとともに受援計画を策定することが必要である。
- 計画的な備蓄及び備蓄食料、飲料水を循環させる仕組みづくりが必要である。

職員が参集できない

- 災害が発生しても速やかに参集できるよう、自宅等で市職員やその家族が被災しないための対策が必要である。
- 被災後の職員の動員体制の整備を進めていく必要がある。

目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する**4-1 防災関係機関が情報通信の長期停止により災害情報が伝達できない事態****災害情報や避難指示が伝わらない**

- 職員・消防団員等の連絡通信手段を確保するため、通信連絡体制の整備を推進する必要がある。
- 災害対策本部と医療救護病院や医療救護所との連絡体制の確立が必要である。
- 市内全域での情報提供体制を整備する必要がある。
- 市内全域における光ファイバー網等の情報通信網の強靱化が必要である。

目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない**5-1 事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済が停滞する事態****被災により事業活動を継続・再開できない**

- 災害時においても事業所等が速やかに事業を再開できるような体制を整備する必要がある。
- 須崎市管理の7排水機場については、竣工より数十年が経過し、経年劣化が進行しているため、点検及び診断に基づき、保全計画を立て、改修及び補修を行っていく必要がある。
- 従業員の被災は、事業活動の再開に大きく影響するため、事業所の耐震化や地域と一体となった訓練の実施など、揺れ・津波から身を守る対策が必要である。

5-2 基幹的交通ネットワーク（高速道路、港湾等）の機能が停止する事態**基幹的交通ネットワーク（高速道路、港湾等）の機能が停止する**

- 道路法面・道路構造物の危険個所の調査・対策が必要である。
- 緊急輸送道路を確保する必要がある。
- 地震の揺れによる建築物やブロック塀等の倒壊または電柱、自動販売機等の設置物の破損や転倒により、地域住民の被害や避難路の閉塞、救助活動の妨げが発生することへの対策が必要である。
- 発生頻度の高い津波に対しては侵入を防ぎ、最大クラスの津波においても避難時間を確保するため、防波堤や河川・海岸堤防、水門等の対策が必要である。
- 大規模災害発生時においても陸、海の輸送ルートが途絶しないような対策をする必要がある。

5-3 食料等の安定供給が停滞する事態

生産基盤等が致命的な被災を受け、食料等を生産できない

- 須崎市管理の7排水機場については、竣工より数十年が経過し、経年劣化が進行しているため、点検及び診断に基づき、保全計画を立て、改修及び補修を行っていく必要がある。
- 早期に生産・流通活動を再開するため、農業・林業・水産業の事業所による事業継続計画の作成の啓発を行う必要がある。
- 災害に備え、耕作放棄地を減らし農地を確保するためには、農作物を鳥獣被害から守るための対策が必要である。
- 農業を継続するための対策が必要である。
- 災害に備え、耕作放棄地を減らし農地を確保するためには、防護柵の整備をはじめとした、農作物等を鳥獣被害から守るための取り組みが必要である。

目標 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電気、石油、ガスの供給機能が停止する事態

電気、石油、ガスの供給機能が停止する

- 避難生活の質向上のため、備蓄品及び資機材等の整備を進める必要がある。
- ライフラインの早期復旧と速やかな供給が必要である。
- 停電時においても応急活動に必要な燃料を確保するためには、災害対応型サービスステーションの整備が必要である。

6-2 上水道の供給が長期間にわたり停止する事態

上水道等が長期間にわたり供給停止する

- 上水道の供給が長期にわたり停止するような事態に陥っても、代替手段を確保すること及び上水道を速やかに回復させることが必要である。
- 水道管への被害を防ぐためには管路の耐震化が必要である。また、管路の早期復旧には、水道資材と事業者の確保が必要である。
- 家庭における備蓄対策の啓発を強化する必要がある。

6-3 汚水処理施設等が長期間にわたり機能停止する事態

汚水処理施設等が長期間にわたり機能停止する

- 下水道の機能が停止しない対策が必要である。
- 長期浸水区域外の住民や避難者の生活排水を速やかに排除し、衛生環境の維持を図ることが必要である。
- し尿処理を進めるために災害廃棄物処理計画を作成することが必要である。また、災害時における広域処理等に関して他市町村との災害協定等を締結する必要がある。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

地域交通ネットワークが分断する

- 災害により橋梁やトンネルが崩壊しないように対策をする必要がある。
- 須崎市管理の農道橋 2 橋については、竣工より数十年が経過しており、定期的に点検を行い機能維持していく必要がある。
- 農道トンネルは交通量が多く、重要な施設であるが、竣工より数十年が経過しており、点検及び耐震診断を行い、機能保全と長寿命化を図る必要がある。
- 道路法面・道路構造物の危険個所の調査・対策が必要である。
- 住民の移動手段としての市営バスや巡航船の継続的な運行（運航）が滞らないように対策を立てる必要がある。

目標 7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 地震火災、津波火災による市街地の延焼が拡大する事態

建物倒壊により火災が引き起こされる

- 直接火を使う暖房器具や調理器具からの出火を防止する対策、器具の転倒防止対策及び器具付近の天井・壁等の防火対策、直接火を使用しない器具等への交換が必要である。
- 住宅等において、ガソリン、軽油、灯油等の危険物を適切に管理することが必要である。
- 二次災害リスクの軽減を図るため、農業用、漁業用燃料タンクの耐震化及び漂流対策を支援する必要がある。
- 住宅・建築物の防火性能等の安全確保が必要である。

災害により市街地の延焼が拡大する

- 関係機関の協力、情報の共有、指揮系統の一本化や自助、共助、公助その他連携訓練が必要である。
- 災害時の消防力の充実・強化に係る人材育成が必要である。
- 市街地の延焼を防止するため、住宅周囲の可燃物等を適切に管理し、可燃物等を保管する場合は、防火上安全な倉庫等に収納することが必要である。
- 住宅用火災警報器の設置向上のため、更なる啓発活動の実施が必要である。
- 居住地の直近の避難場所、出先の現在位置での直近の避難場所を迅速に確認できる仕組みが必要である。
- 大規模災害時においても活用できる水利の確保が必要である。
- 消防団の定数確保が必要である。

7-2 排水施設等の損壊・機能不全による二次災害が発生する事態

排水施設等の損壊・機能不全により二次災害が発生する

- 須崎市管理の7排水機場については、竣工より数十年が経過し、経年劣化が進行しているため、点検及び診断に基づき、保全計画を立て、改修及び補修を行って行く必要がある。
- 防災重点ため池の調査を実施し、災害に備えた対策をする必要がある。
- 洪水処理能力等が不足しているため池については、豪雨対策が必要である。

7-3 有害物質の大規模拡散・流出する事態

有害物質の大規模拡散・流出が発生する

- 津波浸水域に設置されている燃料タンクから災害時に河川等へ重油が流出することを防止する対策が必要である。
- 石油、化学薬品等の有害物質が拡散・流失することを防止する対策が必要である。

目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 復興指針や土地利用方針が決まらず復興が大幅に遅れる事態

土地利用方針や復興方針が決まらず復旧・復興が大幅に遅れる

- 災害から速やかに復興するためには、土地利用計画等を事前に検討しておく必要がある。
- 住民情報を含めた各種データの整理及び喪失対策が必要である。

8-2 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる

- 大規模災害時においても一般廃棄物処理を継続することが重要であり、一般廃棄物の収集運搬に関する協定書の締結等の広域処理に関する検討が必要である。
- 大量の災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するため、災害廃棄物処理計画をより実効性の高い内容に見直すことや、他自治体及び関係機関との災害協定等の締結が必要である。
- 大量に発生する残土を処理する必要がある。
- 漂流物背後地集落の人的被害、施設被害の軽減のため、漂流物対策が必要である。
- 津波漂流物の軽減を図るため、水域の船舶及び廃船、養殖小割等の処分方法について協議が必要である。
- 災害時においても確実にゴミ処理を行うためには、ごみ固定燃料化施設の耐震化や非常用電源の確保、燃料等の確保が必要である。

8-3 生活環境が整わないことにより生活を再建することができない事態

生活環境が整わないことにより生活を再建することができない

- ボランティアの支援体制を整備することが必要である。
- 下水道ストックマネジメント計画を策定することで、優先順位を付けた改築更新計画策定が必要である。
- 水道の復旧については、水道 BCP の策定が必要である。
- 応急保育・応急教育の実施について、対策が必要である。
- 地震・津波が発生しても土地の境界が不明確にならないよう対策が必要である。
- 相談窓口体制の整備により被災者の生活再建に関係する情報提供及び実効性のある相談体制の確保が必要である。
- 災害時において、市民の生活を再建するために、各種証明書を速やかに発行する必要がある。
- 被災者の住まいを速やかに確保するため、公営住宅老朽化対策を行う必要がある。
- 災害時における宅地・家屋の応急危険度判定ができる体制が必要である。

8-4 文化財等が損失する事態

かけがえない文化財や文化財建築物が災害により損壊する

○重要文化財等を災害から守るために、国県市指定文化財の保存及び保存計画の作成が必要である。

8-5 市街地の長期浸水により復旧・復興が大幅に遅れる事態

長期浸水により復旧・復興が遅れる

○下水道の機能が停止しない対策が必要である。

○排水能力の低い地域等の浸水を解消するため、雨水ポンプ場等の整備や排水能力の向上が必要である。

○雨水ポンプ場等の内水排除施設の地震浸水対策を推進する必要がある。

○排水ポンプ場の耐震化計画の作成及び排水ポンプ車の燃料確保のため、関係機関への要請計画を作成する必要がある。

第4章 強靱化の推進方針

第3章で評価した脆弱性の結果を踏まえ、本市における強靱化に係る施策の推進方針を策定した。地域計画の推進にあたっては、目標を持って施策の推進に努めるものとし、計画期間中であっても社会情勢の変化等も考慮のうえ、必要な施策の追加や施策の進捗状況に応じた修正を行いながら、計画的に推進していく。

1. 起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針

脆弱性の評価結果をもとに、起きてはならない最悪の事態を回避するための施策を、推進方針として策定した。

目標 1 直接死を最大限防ぐ

1-1 建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態

「耐震性の低い建築物が倒壊する」ことの回避

○住宅・建物の耐震化については、耐震化の必要性や支援制度の周知、所有者負担の軽減等を図り、地域住宅計画に基づく事業及び住環境整備事業（以下、住環境整備事業等という。）を活用し住宅・建築物の耐震化を着実に推進する。

（地域住宅計画に基づく事業）

公営住宅整備事業等、住宅地区改廃事業等、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅市街地化総合事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、公的賃貸住宅家賃低廉化事業、災害公営住宅家賃低廉化事業等

（住環境整備事業）

市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、暮らし・にぎわい再生事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等推進事業等

○住環境整備事業等を活用し、老朽化が進んでいる公営住宅については、外壁、パラペット、ベランダ下面などのはがれ対策を推進する。

○避難所の住環境を向上させるために、照明のLED化、洋式トイレへの改修、防災対策用デジタル簡易無線機や各種機器の導入及びメンテナンス等を推進する。

○市有建築物の修繕工事または耐震補強工事の実施について住環境整備事業等を活用して推進する。

○地域コミュニティ施設の耐震化の必要性や支援制度の周知を推進する。

○社会福祉施設や医療機関における地震防災マニュアルの作成及び見直しを進めるとともに、訓練等の実施により実効性の向上を推進する。

○災害時における宅地・家屋の応急危険度判定ができる体制の構築を推進する。

「家具類の転倒や非構造部材の落下等が発生する」ことの回避

○家具・家電製品や非構造部材等の転倒・落下防止対策及びガラスの飛散防止対策の補助事業について啓発・情報提供を強化し、室内の安全対策を推進する。

○路上での掲示板や屋外広告物等の落下対策を推進する。

「建築物やブロック塀等の倒壊により道路が閉塞する」ことの回避

○空き家、ブロック塀等の改修や、電柱、自動販売機等の設置物の破損や転倒による避難路の閉塞を防ぐ対策について住環境整備事業等を活用して推進する。

「地域の防災力が低い」ことの回避

○地域において、防災訓練の実施、防災教育への取組を実践することに加え、AED や人工呼吸法、応急手当法等の救護訓練の実施など、災害から命を守るための取組を推進する。

○保育園・幼稚園・小中学校において、市職員・消防署員の派遣や資料の提供、高等学校・大学・教育機関との連携等により、各防災学習の取組を支援・推進する。

○地域の防災リーダーを中心に防災士の育成を図るとともに、独自の防災リーダー育成を推進する。

「避難行動要支援者が避難できない」ことの回避

○須崎市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難支援等についてまとめた個別計画を作成する。個別計画を避難行動要支援者名簿に登録し、避難訓練の定期的な実施など、実効性のある避難支援体制の構築を推進する。

○社会福祉施設や医療機関における地震防災マニュアルの作成及び見直しを進めるとともに、訓練等の実効性の向上を推進する。

○百歳体操等を行っている地域の集い支援や、介護予防教室の実施等により、高齢者の体力維持向上を推進する。

○要配慮者への情報伝達や、避難支援・安否確認などの支援対策を推進する。

1-2 大規模津波による多数の死者・行方不明者が発生する事態

「津波から逃げきれない」ことの回避

○路上での掲示板や屋外広告物等の落下物の対策を推進する。

○空き家、ブロック塀等の改修や、電柱、自動販売機等の設置物の破損や転倒による避難路の閉塞を防ぐ対策について住環境整備事業等を活用して推進する。

○橋梁やトンネルの定期点検を実施するとともに、その結果を反映した補修を実施して迅速に機能を回復させる、または必要箇所の耐震化の実施を推進する。

○緊急避難場所・避難経路の整備、避難誘導灯や緊急避難場所案内板、避難誘導板等の設置を進めるとともに、避難経路の安全点検の定期的な実施及び避難経路の再検討の実施等により、津波から命を守る対策を推進する。

○利用者が災害発生時に迅速に避難できるよう、公共施設内に避難場所や避難経路等の案内掲示を推進する。

○津波被害に対するハザードマップ等を活用した市民への啓発を推進する。

○南海トラフ地震対策は突発で発生する地震への対応が基本となるが、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、その情報を生かし、減災につなげられるように、地域防災計画の見直しや津波避難計画の見直し、事業者の地震対策の見直しの支援、南海トラフ地震臨時情報の啓発を推進する。

「堤防や水門等のインフラが機能しない」ことの回避

○防潮堤の改良及び海岸保全施設の長寿命化のための長寿命化計画策定による適切な維持管理をすることで、高潮の被害から背後地の人命や資産を防護する対策を推進する。

- 既存防潮堤の陸閘改良、水門の改良及び新設、陸閘の閉鎖マニュアルを含めた避難行動のルールづくりや陸閘の常時閉鎖などに取り組み、津波の流入を防止する。また、新設堤防などの海岸施設の耐震化を図るとともに津波防護ラインまでの高上げや無堤区間の解消を図る。

「地域の防災力が低い」ことの回避

- 地域において、防災訓練の実施、防災教育への取組を実践することに加え、AED や人工呼吸法、応急手当等の救護訓練の実施など、津波から命を守るための取組を推進する。
- 地域の防災リーダーを中心に防災士の育成を図るとともに、独自の防災リーダー育成を推進する。
- 市が開催する自主防災組織リーダー研修会や県が実施する防災に対する学習会、講演会について情報提供を行うとともに、自主防災組織の補助制度を活用した活動の活性化を推進する。
- 緊急避難場所において、トイレ・テント等を整備する。また、避難所への衛生用品及び発電設備等を整備する備蓄計画の整備を推進する。

「避難行動要支援者が避難できない」ことの回避

- 須崎市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難支援等についてまとめた個別計画を作成する。個別計画を避難行動要支援者名簿に登録し、避難訓練の定期的な実施など、実効性のある避難支援体制の構築を推進する。
- 社会福祉施設や医療機関における地震防災マニュアルの作成及び見直しを進めるとともに、訓練等の実効性の向上を推進する。
- 百歳体操等を行っている地域の集い支援や、介護予防教室の実施等により、高齢者の体力維持向上を推進する。
- 要配慮者への情報伝達や、避難支援・安否確認などの支援対策を推進する。
- 要配慮者等が津波に飲み込まれることを防ぐため、関連施設等の高台移転を推進する。

1-3 地盤沈降に伴う長期的な市街地の浸水が発生する事態

「浸水の解消に時間を要する」ことの回避

- 雨水ポンプ場の耐震化・耐水化対策や内水排除施設の耐震化計画の作成、排水ポンプ車の燃料確保のための関係機関への要請計画の作成、雨水ポンプ場等の整備や雨水ポンプの増設による排水能力の向上を推進する。
- 防潮堤の改良及び海岸保全施設の長寿命化のための長寿命化計画策定による適切な維持管理をすることで、高潮の被害から背後地の人命や資産を防護する対策を推進する。
- 可能な人は、長期浸水域外に水平避難するように啓発を推進する。
- 長期浸水域から救出した多くの被災者の受け入れ先について検討を進める。
- 長期浸水域内の要救助者の救出方法や一時滞在所までの搬送方法等のオペレーションを検討し、救助・救出計画を策定し、実効性を高めていく。

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者が発生する事態

「住宅等が崩壊土砂に飲み込まれる」ことの回避

- 土砂災害による住家への災害防止に関する情報提供及びがけ崩れ対策事業を推進する。
- 山地災害や地すべりを防止する治山事業を県に要望し、国土保全機能などの森林が有する多面的機能を高めるための林道を含む治山・森林整備事業による防災・減災対策を推進する。
- 道路法面・道路構造物の危険箇所を調査し、防災対策を推進する。

- 土砂災害による人的被害を防ぐため、住環境整備事業等を活用して土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転や外壁の補強等を推進する。
- 農地の保全及び農村地域の住民の暮らしの安全を確保するため、地すべり対策等の農村地域の防災・減災対策を推進する。
- 産地の植生がシカ等の食害を受けることによって地表が露出し、土砂災害の要因となることを防ぐため、シカ等の捕獲を推進する。

「地域の防災力が低い」ことの回避

- 地域において、防災訓練の実施、防災教育への取組を実践することに加え、AED や人工呼吸法、応急手当法等の救護訓練の実施など、津波から命を守るための取組を推進する。
- 市が開催する自主防災組織リーダー研修会や県が実施する防災に対する学習会、講演会について情報提供を行うとともに、自主防災組織の補助制度を活用した活動の活性化を推進する。
- 地域の防災リーダーを中心に防災士の育成を図るとともに、独自の防災リーダー育成を推進する。
- 事業所の防災訓練の実施及び広報等を活用した啓発を行う。
- 土砂災害や宅地の崩壊に対して、関係行政機関と連携して急傾斜地対策などのハード整備を推進するとともに、土砂災害警戒区域マップ等を活用した市民への啓発を推進する。

「避難行動要支援者が避難できない」ことの回避

- 須崎市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難支援等についてまとめた個別計画を作成する。個別計画を避難行動要支援者名簿に登録し、避難訓練の定期的な実施など、実効性のある避難支援体制の構築を推進する。
- 社会福祉施設や医療機関における地震防災マニュアルの作成及び見直しを進めるとともに、訓練等の実施により実効性の向上を推進する。
- 百歳体操等を行っている地域の集い支援や、介護予防教室の実施等により、高齢者の体力維持向上を推進する。
- 要配慮者への情報伝達や、避難支援・安否確認などの支援対策を推進する。

1-5 暴風雨や洪水等による多数の死傷者が発生する事態

「風水害による浸水により被災する」ことの回避

- 排水能力の低い地域等の浸水を解消するため、雨水ポンプ場等の整備や雨水ポンプの増設による排水能力の向上を推進する。
- 防潮堤の改良及び海岸保全施設の長寿命化のための長寿命化計画策定による適切な維持管理をすることで、高潮の被害から背後地の人命や資産を防護する対策を推進する。
- 雨水ポンプ場の耐震化・耐水化対策や内水排除施設の耐震化計画の作成、排水ポンプ車の燃料確保のための関係機関への要請計画の作成、雨水ポンプ場等の整備や雨水ポンプの増設による排水能力の向上を推進する。
- 河川・水路の断面確保や改修による通水断面の確保及び強化を推進する。
- 河川堤防等の河川管理施設については、定期点検やパトロール等を通じ、適切に維持管理を行う。
- 大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、水防団や防災関係機関と連携して水防演習を実施するなど、地域の防災力の向上を推進する。

「避難行動要支援者が避難できない」ことの回避

- 須崎市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難支援等についてまとめた個別計画を作成する。個別計画を避難行動要支援者名簿に登録し、避難訓練の定期的な実施など、実効性のある避難支援体制の構築を推進する。

目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止する事態

「備蓄等の事前対策が不十分のため、食料や飲料水等が枯渇する」ことの回避

- 家庭や事業所での備蓄及び避難時の備蓄品持参を啓発するとともに、須崎市備蓄計画に基づいて公的備蓄を着実に推進する。
- 計画的な食料や飲料水の備蓄に加え、流通備蓄の方法を検討し、計画的な流通体制の整備を推進する。
- 安定的に物資を確保するため、災害時応援協定を締結した企業との連携を強化するとともに、企業と災害時応援協定の締結拡大を推進する。
- アレルギー対応の食料の備蓄や賞味期限を考慮した食料管理の仕組みづくりを推進する。
- 災害時でも服用中の薬が把握できるように、市民へのお薬手帳の普及と携帯の周知を推進する。

「支援物資が届かない」ことの回避

- 円滑な物資配送のため、須崎市物資配送計画の更新及び訓練を実施するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムの運用方法の習熟や受入先となる避難所で活用する避難所運営マニュアルの更新及び訓練の実施を推進する。
- 物資配送等に必要な燃料を確保できるよう推進する。
- 橋梁やトンネルの定期点検を実施するとともに、その結果を反映した補修を実施して迅速に機能を回復させる、または必要箇所の耐震化の実施を推進する。
- 迅速な支援を行うため、狭あい道路の解消を推進する。
- 給水タンク車や応急給水袋等の応急給水に向けた資材の確保と、井戸水等の活用、浄水器の使用による河川水の活用等の整備を推進する。さらに、給水受援のため関係機関との連携強化を推進する。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生する事態

「大規模災害により地域が孤立する」ことの回避

- 孤立が予想される地域における防災計画の作成を行うとともに県等の関係機関と調整連携し、救助・救援の訓練を推進する。
- 物資配送等に必要な燃料を確保できるよう推進する。
- 家庭や事業所での備蓄及び避難時の備蓄品持参を啓発するとともに、須崎市備蓄計画に基づいて公的備蓄を着実に推進する。
- 孤立が予想される地域において、現道の路側強化や局所改良等の整備を推進する。
- 緊急時の土砂除去の連絡及び協力体制の整備を推進する。
- 橋梁やトンネルの定期点検を実施するとともに、その結果を反映した補修を実施して迅速に機能を回復させる、または必要箇所の耐震化の実施を推進する。
- 消防署、消防団の情報伝達手段としてトランシーバーの整備を進めるとともに、消防救急無線の混信の防止や音声の鮮明化が図れるデジタル化の実施を推進する。
- 災害対策本部と孤立地域や避難所との間で情報共有を行うための通信機器として、無線通信機等の整備を推進する。
- 集落が孤立した場合に要救助者の救出、支援物資の搬入を行うため、緊急用ヘリコプター離着陸場の確保を進める。

2-3 警察・消防等の被災による救助・救急活動等の資源が絶対的に不足する事態

「応急活動を担う機関が機能を喪失する」ことの回避

- 災害時に円滑な応急対策及び復旧対策が実施されるよう、自治体間や民間事業者との連絡体制の構築、自治体との災害時相互応援協定締結、連携手段強化を図るとともに受援計画の策定を推進する。
- 計画的な食料や飲料水の備蓄に加え、流通備蓄の方法を検討し、計画的な流通体制の整備を推進する。
- 災害対策本部と孤立地域や避難所との間で情報共有を行うための通信機器として、無線通信機等の整備を推進する。
- 消防署、消防団の情報伝達手段としてトランシーバーの整備を進めるとともに、消防救急無線の混信の防止や音声の鮮明化が図れるデジタル化の実施を推進する。
- 大規模災害発生時において、高知県広域救助機関受援計画に基づく緊急消防援助隊を円滑に活動できるように、受援体制の整備と応援部隊の進出拠点の確保を推進する。
- 市外からの応援部隊の進出拠点を確保するため、応急期機能配置計画を更新する。
- 応急活動時における燃料を確保するため、災害対応型サービスステーションの整備や、消防機関等への給油施設の整備を推進する。
- 災害対応能力の向上のため、火災発生時に使用する公設消火栓、公設防火水槽、消防専用送水管などの消防水利の施設整備、維持管理及び耐震性を有する消防水利の整備を推進する。
- 大規模災害や緊急消防援助隊等の災害派遣に対応できるように消防資機材の整備・維持管理を行うとともに計画的に訓練を行い各救助隊等の災害活動力の維持及び向上を図る。
- 災害対応に備え、消防保有の消防自動車等の更新、整備及び維持管理を行う。
- 大規模災害に備えて消防隊の効率・効果的な運用を推進する。

「応急活動を行う人員が不足する」ことの回避

- 地域住民・事業所における防災訓練の実施、AED や人工呼吸法、応急手当法等の救護訓練の実施を推進する。
- 火災及び消火に関する知識を養うため、市民に対する訓練を実施する。災害時の消防力の充実・強化に係る人材育成を目的に、市職員、消防署職員、消防団員、自主防災会員との連携した研修の実施を推進する。
- 地域の防災リーダーを中心に防災士の育成を図るとともに、独自の防災リーダー育成を推進する。
- 市の災害対応力を向上するため、全職員を対象とした災害対応研修・防災訓練を実施する。
- 消防団員の定数の確保に向けて啓発・勧誘等の取組を推進する。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能が麻痺する事態

「医療を担う機関が機能を喪失する」ことの回避

- 災害時医療救護計画の見直しを図るとともに、市医師会と協議の場を持ち、医療チーム編成の要請を推進する。
- 医療救護所の設置に関わる資機材保管場所や配備体制についてのマニュアル作成及び、避難所等での長期滞在時の健康管理における保健活動マニュアルの作成を推進する。
- 地域住民・事業所における防災訓練の実施、AED や人工呼吸法、応急手当法等の救護訓練の実施を推進する。
- 社会福祉施設、医療施設等の機能喪失を防ぐため、これらの施設の耐震化について住環境整備事業等を活用して推進する。

○後方搬送ができない状況を想定し、より負傷者に近い場所での医療救護活動を可能な限り強化し、外部からの支援チームの到着や搬送機能の回復まで、地域に残存する医療資源で耐える体制の整備を推進する。

「医療活動を行う人員・資源が不足する」ことの回避

- 橋梁やトンネルの定期点検を実施するとともに、その結果を反映した補修を実施して迅速に機能を回復させる、または必要箇所の耐震化の実施を推進する。
- 災害用医療資材セット(JM-3)、簡易ベッドやシート等、災害時医療に必要な資機材の整備及び医薬品の確保に係る薬剤師会との協定に基づく、連携体制の整備を図る。
- 市職員を対象に、AEDの使用法等の基礎的な応急処置ができるよう、職員研修として救急救命講習を定期的に実施する。また、避難者対応研修の実施を推進する。
- トリアージについて市民へ啓発をして理解を深めるとともに、心肺蘇生法、救急法等の医療救護訓練を実施して市民の医療救護に関するスキル向上を推進する。

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生する事態

「衛生環境が悪化する」ことの回避

- 遺体対応マニュアルの実効性向上のための見直しを図るとともに、遺体安置場所の選定、確保及び広域火葬体制の整備を推進する。
- 高幡広域市町村圏事務組合と連携し、火葬用の燃料確保を推進する。
- 避難所等での感染症予防対策等の防疫対策活動を実施するための体制の整備を図るとともに、消毒用資材等の備蓄及び保管場所の検討をする。
- 火葬場やごみ焼却場などの衛生環境の保全のために必要な施設については、非常用電源、燃料など資機材の確保を推進する。また、住環境整備事業等を活用して、施設の耐震化も推進する。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態が悪化する事態

「避難所が供与できない」ことの回避

- 避難施設の確保のため、耐震性があり、高台に位置している施設の利用に向けた取組を推進する。また、避難所が不足することを踏まえ、広域避難体制の構築を推進する。
- 要配慮者やペット同行避難者等、多様な避難者を避難所で対応できる体制の整備を推進する。
- 要介護者や乳幼児を収容する福祉避難所の確保に加え、避難所が不足した場合に備えた民間施設の避難所としての提供に関する協定の締結を推進する。
- 地域集会所について住環境整備事業等を活用して耐震化するなど、避難所の確保を推進する。
- 住環境整備事業等を活用し、応急仮設住宅や災害公営住宅等、被災者の住まいを速やかに確保する体制を整備する。

「避難所で感染症が集団発生する」ことの回避

- 緊急避難場所において、トイレ・テント等を整備する。また、避難所への備蓄品及び資機材等を整備する備蓄計画体制の整備を推進する。
- 避難所等での感染症予防対策等の防疫対策活動を実施するための体制の整備を図るとともに、消毒用資材等の備蓄及び保管場所の検討をする。
- 被災地のトイレ不足に対応するため、県と連携し、携帯トイレ・簡易トイレ・マンホールトイレの確保を推進する。

○災害時に避難所として使用する市有建築物は、老朽化したトイレを改修し、防災機能強化を進める。

「避難所の運営体制が構築できない」ことの回避

- 計画的な食料や飲料水の備蓄に加え、流通備蓄の方法を検討し、計画的な流通体制の整備を推進する。
- 避難所の円滑な物資受入れや運営のため、避難所運営マニュアルの作成及び見直し、避難所運営訓練の実施、避難所との連絡や職員間での連絡体制の構築、初動訓練の実施、救援物資の受入れのため、配給体制マニュアルを作成する。また、災害対策本部では、避難所へ支援ができるよう計画的に備蓄を推進する。
- 災害に強い地域づくりを図るため、自主防災組織の活動を活性化するよう促進する。
- 社会福祉施設等との協議を行い、福祉避難所の指定を進め、施設ごとに開設・運営についての具体的な検討をする。

「生活環境が劣悪になる」ことの回避

- 生活排水処理構想に基づき、合併浄化槽の普及を推進する。
- 須崎市下水道事業業務継続計画（下水道 BCP）に基づき、終末処理場の早期復旧に伴い、下水道供用区域の汚水処理に関し簡易処理施設の整備を推進する。
- 災害関連死を防ぐため、避難所生活における保健衛生活動や心のケアを確実に実施できる体制整備を推進する。

目標 3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能が大幅に低下する事態

「施設が被災し行政機能を失う」ことの回避

- 流言の防止や犯罪発生の予防をするために、正確な情報の発信手段等の確保の検討や関係機関との連携による巡回等の体制構築を推進する。
- 相談窓口体制の整備計画を策定するとともに各種証明書の発行手順をマニュアル化し、被災者の生活再建に関係する情報提供及び実効性のある相談体制の確保、各種証明書の発行を推進する。
- 災害時における宅地・家屋の応急危険度判定ができる体制の構築を推進する。
- 災害による喪失を防ぐため、定期的に住民情報のバックアップ及びクラウド化を図るとともに、災害時でも業務が継続できるよう、庁内の各業務システムや回線等の強靱化、多重化を推進する。
- 大規模災害時でも遅滞なく各種対応をするために、住民情報を含めた各種データの整理及び喪失対策を推進する。
- 市の災害対応力を向上するため、全職員を対象とした災害対応研修・防災訓練を実施する。
- PDCA サイクルを回して継続的改善を図ることにより、市の業務継続計画（BCP）の実効性向上を推進する。
- 行政機能が喪失するリスクを軽減するため、庁舎の耐震改修について、住環境整備事業等を活用して推進する。また、資機材の整備や食料等の確保も着実に推進する。
- 応急活動時における車両や発電機の燃料を確保するため、燃料の備蓄を推進する。

「行政機能を担う体制が構築できない」ことの回避

- 災害時に円滑な応急対策及び復旧対策が実施されるよう、自治体間や民間事業者との連絡体制の構築や連携の強化、災害時相互応援協定の締結を進めるとともに、受援計画を策定することを推進する。
- 計画的な食料や飲料水の備蓄に加え、流通備蓄の方法を検討し、計画的な流通体制の整備を推進する。

「職員が参集できない」ことの回避

- 自宅等で市職員やその家族が被災することは、参集人員の減少に直結するため、建築物の耐震化や家具の固定等の安全対策について、住環境整備事業等を活用して着実に推進する。
- 大規模災害時の即応体制のさらなる確保のため、被災後の職員の動員体制の整備を推進する。

目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する**4-1 防災関係機関が情報通信の長期停止により災害情報が伝達できない事態****「災害情報や避難指示が伝わらない」ことの回避**

- 災害対策本部と孤立地域や避難所との職員同士の連絡通信手段を確保するため、通信機器整備計画を策定して、通信機器等を配備して通信連絡体制の整備を推進する。
- 通信訓練等の実施により、災害時の職員・消防団員等に対して、より確実に情報の伝達や安否確認ができるような体制を推進する。
- 消防署、消防団の情報伝達手段としてトランシーバーの整備を進めるとともに、消防救急無線の混信の防止や音声の鮮明化が図れるデジタル化の実施を推進する。
- 災害対策本部と医療救護病院や医療救護所との連絡体制の確立を推進する。情報伝達訓練に合わせた通信訓練の実施も推進する。
- 市内全域へ情報提供ができるよう、防災行政無線の充実を図る。
- 市内全域における光ファイバー網等の整備を進め、情報通信網の強靱化を推進する。

目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない**5-1 事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済が停滞する事態****「被災により事業活動を継続・再開できない」ことの回避**

- 事業再開に関する学習会への案内等による事業所への情報提供等により、事業所におけるBCPの作成を推進する。
- 耕作地の浸水被害を防止するために設置している、排水施設の点検・調査を行い、改修計画を立て、実施することにより、施設の長寿命化を図り、耕作者の事業活動保護を推進する。
- 従業員の被災は、事業活動の再開に大きく影響するため、住環境整備事業等を活用して事業所の耐震化を推進する。

5-2 基幹的交通ネットワーク（高速道路、港湾等）の機能が停止する事態**「基幹的交通ネットワーク（高速道路、港湾等）の機能が停止する」ことの回避**

- 道路法面・道路構造物の危険箇所を調査し、防災対策を推進する。
- 緊急輸送道路の通行を確保するため、建築物の耐震化やブロック塀等の安全対策、老朽住宅の除却、道路の補修等の住環境整備事業等を活用して着実に推進する。

- 既存防潮堤の陸閘改良、水門の改良及び新設、陸閘の閉鎖マニュアルを含めた避難行動のルールづくりや陸閘の常時閉鎖などに取り組み、津波の流入を防止する。また、新設堤防などの海岸施設の耐震化を図るとともに津波防護ラインまでの高上げや無堤区間の解消を図る。
- 大規模災害発生時においても陸、海の輸送ルートを確保するため、橋梁の耐震補強や港湾・漁港における耐震強化岸壁の整備等を進めており、引き続きこれらの防災対策とともに、施設の長寿命化を推進する。

5-3 食料等の安定供給が停滞する事態

「生産基盤等が致命的な被災を受け、食料等を生産できない」ことの回避

- 耕作地の浸水被害を防止するために設置している、排水施設の点検・調査を行い、改修計画を立て、実施することにより、施設の長寿命化を図り、耕作者の事業活動保護を推進する。
- 早期に生産・流通活動を再開するため、農業・林業・水産業の事業所による事業継続計画の作成の啓発を推進する。
- 集中的な捕獲活動により個体数を抑制し、鳥獣による農林業に係る被害の軽減を図るため、狩猟者が捕獲した個体数に応じて活動経費を支援する。
- 強い農業づくり交付金実施要綱に基づき実施する事業に対して補助することで、食料・農業・農村基本法に即し、農産物の高品質・高付加価値化及び低コスト化により、産地競争力の強化を図る。
- 農作物等を鳥獣被害から守るために防護柵などの対策を推進する。

目標 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電気、石油、ガスの供給機能が停止する事態

「電気、石油、ガスの供給機能が停止する」ことの回避

- 避難生活の質向上のため、避難所運営マニュアルの見直しをするとともに備蓄品及び資機材等の整備を推進する。
- 車両への燃料備蓄として、燃料残量が半分になる前のこまめな満タン給油を推進する。
- ライフラインを早期に復旧するためには、事業者の対応拠点や燃料等の資源の確保、重要施設までの交通ルートの確保を促進する。
- 応急対策や復旧・復興対策を円滑に進めるため、避難所や応急救助機関の活動拠点などの発災時に必要な機能の確保と、速やかなライフラインの供給ができるような対策を推進する。
- 応急活動時における燃料を確保するため、災害対応型サービスステーションの整備や、消防機関等への給油施設の整備を推進する。

6-2 上水道の供給が長期間にわたり停止する事態

「上水道等が長期間にわたり供給停止する」ことの回避

- 給水タンク車や応急給水袋等の応急給水に向けた資材の確保と、井戸水等の活用、浄水器の使用による河川水の活用等の整備を推進する。また、給水受援のため関係機関との連携強化を推進する。
- 水道 BCP を策定することにより、水道業務の継続または中断後の早期再開を推進する。

○生活基盤施設耐震化等交付金の活用により、老朽化した水道施設の更新を図りつつ施設の耐震化を推進する。また、管路の早期復旧に向け、応急復旧作業に従事する事業者との協力体制や水道資材等の確保を推進する。

○家庭における備蓄対策の啓発強化を推進する。

6-3 汚水処理施設等が長期間にわたり機能停止する事態

「汚水処理施設等が長期間にわたり機能停止する」ことの回避

○下水道ストックマネジメント計画を策定し、下水道管きよの耐震化を推進する。

○須崎市下水道事業業務継続計画（下水道 BCP）に基づき、終末処理場の早期復旧に伴い、下水道供用区域の汚水処理に関し簡易処理施設の整備を推進する。

○生活排水処理構想に基づき、合併浄化槽の普及を推進する。

○し尿処理を進めるために災害廃棄物処理計画を作成すること、災害時における広域処理等に関して他市町村との災害協定等を締結することを推進する。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

「地域交通ネットワークが分断する」ことの回避

○橋梁やトンネルの定期点検を実施するとともに、その結果を反映した補修を実施して迅速に機能を回復させる、または必要箇所の耐震化の実施を推進する。

○道路法面・道路構造物の危険箇所を調査し、防災対策を推進する。

○市営バス及び市営巡航船について、気象状況等を考慮し、その都度運行（運航）の可否について判断を行い、安全性を確保した運行（運航）を推進する。

目標 7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 地震火災、津波火災による市街地の延焼が拡大する事態

「建物倒壊により火災が引き起こされる」ことの回避

○市広報誌、消防ホームページへの掲載等により、ガソリン、軽油、灯油等の安全な貯蔵や使用方法の周知や直接火を使用しない器具への交換を推進する。

○二次災害リスクの軽減を図るため、農業用、漁業用燃料タンクの耐震化及び漂流対策の支援を推進する。

○住環境整備事業等を活用して、住宅・建築物の防火性能等の安全確保を推進する。

「災害により市街地の延焼が拡大する」ことの回避

○火災及び消火に関する市民に対する訓練の実施及び市職員、消防署職員、消防団員、自主防災会員との連携した研修の実施をすることにより地域の防災力向上を推進する。

○市街地の延焼を防止するため、住宅周囲の可燃物等を適切に管理し、可燃物等を保管する場合は、防火上安全な倉庫等に収納することを推進する。

○住宅用火災警報器の設置向上のため、更なる啓発活動の実施の他、地域における共同購入を推進する。

○須崎市内の消防水利情報、避難場所の情報をスマートフォン等にて確認できるシステムの製作を推進する。

- 地震に強い耐震性貯水槽、消火栓等の災害時に有効な水利を確保することを推進する。
- 消防団員の定数の確保に向けて啓発・勧誘などの取組を推進する。

7-2 排水施設等の損壊・機能不全による二次災害が発生する事態

「排水施設等の損壊・機能不全により二次災害が発生する」ことの回避

- 耕作地の浸水被害を防止するために設置している、排水施設の点検・調査を行い、改修計画を立て、実施することにより、施設の長寿命化を図り、耕作者の事業活動保護を推進する。
- 防災重点ため池の調査を実施し、環境に配慮した工法を検討する。また、受益地のないため池については、廃止を検討する。
- 洪水処理能力等が不足しているため池については、豪雨対策を着実に推進する。

7-3 有害物質の大規模拡散・流出する事態

「有害物質の大規模拡散・流出が発生する」ことの回避

- 災害時の河川等への重油流出を防止するため、特殊災害対策計画に基づき、燃料タンクの整備基数の増加及び漂流物対策を推進する。
- 石油、化学薬品等の有害物質が拡散・流失することを防止するため、特殊災害対策計画に基づき、事前に発生源となる位置情報を共有化することに加え、拡散・流失しないような対策を推進する。

目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 復興指針や土地利用方針が決まらず復興が大幅に遅れる事態

「土地利用方針や復興方針が決まらず復旧・復興が大幅に遅れる」ことの回避

- 復興対策の手順等の明確化や復興に関する基礎データの収集・確認及び土地利用計画の検討をし、事前復興計画の策定や土地利用計画の検討をする。
- 各事業所のBCPを早期策定するために、須崎商工会議所等と連携して策定を推進する。
- 大規模災害時でも遅滞なく各種対応をするために、住民情報を含めた各種データの整理及び喪失対策を推進する。

8-2 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

「災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる」ことの回避

- 災害廃棄物処理計画をより実効性の高い内容に見直すことや、腐敗性廃棄物の優先的処理、消毒薬の備蓄体制等を確立するための対応マニュアルの作成及び他自治体及び関係機関との災害協定等の締結を推進する。
- 大量に発生する残土の仮置き場や処分場の場所を選定することに加え、地権者の同意を得て仮置き場や処分場の確保を推進する。
- 漂流物背後地集落の人的被害、施設被害の軽減のため、漂流物対策を推進する。
- 水域の船舶及び廃船、養殖小割等の処分方法について協議し、津波漂流物の軽減を推進する。

- 災害廃棄物の一次仮置場の確保及び二次仮置場の候補地を検討する。
- 大規模災害時における一般廃棄物処理を継続するための施設整備に加え、市外への委託等を検討する。
- 災害時においても確実にゴミ処理を行うため、ごみ固定燃料化施設における非常用電源や燃料の確保、BCP策定を進める。また、住環境整備事業等を活用して、施設の耐震化を推進する。

8-3 生活環境が整わないことにより生活を再建することができない事態

「生活環境が整わないことにより生活を再建することができない」ことの回避

- 効果的なボランティア活動を行うための支援体制を整備することに加え、須崎市災害ボランティアセンター設置マニュアルの見直しを推進する。
- 下水道ストックマネジメント計画を策定することで、優先順位を付けた改築更新計画策定を推進する。
- 水道の復旧については、水道BCPの策定を推進する。
- 応急保育・応急教育の実施について、計画の策定を検討する。
- 地震・津波で土地の境界が不明確なることを防ぐため、地籍調査を推進する。
- 相談窓口体制の整備計画を策定するとともに各種証明書の発行手順をマニュアル化し、被災者の生活再建に関する情報提供及び実効性のある相談体制の確保、各種証明書の発行を推進する。
- 被災者に対して速やかに応急仮設住宅を供給するため、仮設住宅の建設候補地の選定を推進する。
- 災害時における宅地・家屋の応急危険度判定ができる体制の構築を推進する。

8-4 文化財等が損失する事態

「かけがえのない文化財や文化財建築物が災害により損壊する」ことの回避

- 重要文化財等を災害から守るために、国県市指定文化財の保存及び保存計画を作成し、災害からの重要文化財等の保護を推進する。

8-5 市街地の長期浸水により復旧・復興が大幅に遅れる事態

「長期浸水により復旧・復興が遅れる」ことの回避

- 下水道ストックマネジメント計画を策定し、下水道管きよの耐震化を推進する。
- 雨水ポンプ場の耐震化・耐水化対策や内排水施設の耐震化計画の作成、排水ポンプ車の燃料確保のための関係機関への要請計画の作成、雨水ポンプ場等の整備や雨水ポンプの増設による排水能力の向上を推進する。

2. 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価で顕在化した課題について、6つの個別施策分野ごとに推進方針を策定した。さらに、起きてはならない最悪の事態や個別施策分野を越えて複数に影響を与える施策について、横断的分野として推進方針を策定した。

(1) 個別施策分野

①行政機能

公共機関や行政機関等の防災力強化

- 大規模災害発生後の即応体制の確保のため、被災後の職員の動員体制の整備を推進する。
- OPDCA サイクルを回して継続的改善を図ることにより、市の業務継続計画（BCP）の実効性向上を推進する。
- 利用者が災害発生時に迅速に避難できるよう、公共施設内に避難場所や避難経路等の案内掲示を推進する。
- 避難所の住環境を向上させるために、照明のLED化、洋式トイレへの改修、防災対策用デジタル簡易無線機や各種機器の導入及びメンテナンス等を推進する。
- 行政機能が喪失するリスクを軽減するため、庁舎の耐震改修や建て替え等の耐震化、津波浸水予測区域外への移転、非常用電源の高層階設置などの対策について住環境整備事業等を活用して推進する。また、資機材の整備や食料等の確保も着実に推進する。

業務継続体制の構築

- 大規模災害時でも遅滞なく各種対応をするために、住民情報を含めた各種データの整理及び喪失対策を推進する。
- 災害による喪失を防ぐため、定期的に住民情報のバックアップ及びクラウド化を図るとともに、災害時でも業務が継続できるよう、庁内の各業務システムや回線等の強靱化、多重化を推進する。
- 業務継続計画（BCP）に基づいた訓練を実施して確認・検証し、課題の解決案をBCPに反映することにより計画の実効性向上を推進する。

災害支援の受入体制の構築

- 物資確保のため、流通備蓄に関する企業との協定締結を推進する。
- 災害時に円滑な応急対策及び復旧対策が実施されるよう、自治体間や民間事業者との連絡体制の構築、自治体との災害時相互応援協定締結、連携手段強化を図るとともに受援計画の策定を推進する。
- 行政職員の絶対的不足に備え、広域応援協定の締結や受援計画の策定など、支援人員の受入れ体制を構築する。
- 大規模災害発生時において、高知県広域救助機関受援計画に基づく緊急消防援助隊を円滑に活動できるように、受援体制の整備と応援部隊の進出拠点の確保を推進する。

生活再建に向けた支援体制の構築

- 流言の防止や犯罪発生の予防をするために、正確な情報の発信手段等の確保の検討や関係機関との連携による巡回等の体制構築を推進する。
- 相談窓口体制の整備計画を策定するとともに各種証明書の発行手順をマニュアル化し、被災者の生活再建に関係する情報提供及び実効性のある相談体制の確保、各種証明書の発行を推進する。
- 応急保育・応急教育の実施について、計画の策定を推進する。

復興に向けた土地利用の整備

- 復興対策の手順等の明確化や復興に関する基礎データの収集・確認及び土地利用計画の検討をし、事前復興計画の策定や土地利用計画の検討をする。
- 被災者に対して速やかに応急仮設住宅を供給するため、建設候補地の選定を推進する。
- 住環境整備事業等を活用し、応急仮設住宅や災害公営住宅等、被災者の住まいを速やかに確保する体制を整備する。
- 災害廃棄物の一次仮置場の確保及び二次仮置場の候補地を検討する。
- 地震・津波で土地の境界が不明確なることを防ぐため、地籍調査を推進する。
- 災害時における宅地・家屋の応急危険度判定ができる体制の構築を推進する。
- 遺体対応マニュアルの実効性向上のための見直しを図るとともに、遺体安置場所の選定、確保及び広域火葬体制の整備を推進する。

②地域防災

防災人材の育成

- 教育・保育現場の災害対応力の向上と防災教育の指導者の育成を推進する。
- 市の災害対応力を向上するため、全職員を対象とした災害対応研修・防災訓練を実施する。
- 地域の防災リーダーを中心に防災士の育成を図るとともに、独自の防災リーダー育成を推進する。
- 過去の地震・津波被害や歴史、石碑等について説明できる人材（語り部）の養成を推進する。
- 市職員、消防署職員、消防団員、自主防災会員との連携した研修を実施し、災害時の消防力の充実・強化に係る人材育成を推進する。
- 市民に対する火災・消火に対する消火訓練の実施や、市と消防が連携したがれき救助訓練の実施などにより防災人材の育成を推進する。

防災意識の向上

- 保育園・幼稚園・小中学校において、市職員・消防署員の派遣や資料の提供、高等学校・大学・教育機関との連携等により、各防災学習の取組を支援・推進する。
- 広報紙や市ホームページ、ケーブルテレビ等の防災情報の充実を図り、住民に対する防災の啓発を推進する。
- 市職員や消防署員・消防団員による各種訓練や避難経路の確認、防災学習会等の開催により防災知識の向上を推進する。
- 自主備蓄及び避難時の持参物等についての啓発及び地震や津波に対する正しい防災知識の普及を推進する。

地域防災力の向上

- 市が開催する自主防災組織リーダー研修会や県が実施する防災に対する学習会、講演会について情報提供を行うとともに、自主防災組織の補助制度を活用した活動の活性化を推進する。
- 地域において、防災訓練の実施、防災教育への取組を実践することに加え、AEDや人工呼吸法、応急手当等の救護訓練の実施など、津波から命を守るための取組を推進する。
- 避難行動要支援者の避難訓練を定期的実施し、避難方法、誘導等について検証するとともに、スロープや手すりなどの設置を推進する。
- 南海トラフ地震対策は突発で発生する地震への対応が基本となるが、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、その情報を生かし、減災につなげられるように、地域防災計画の見直しや津波避難計画の見直し、事業者の地震対策の見直しの支援、南海トラフ地震臨時情報の啓発を推進する。
- 消防団員の定数の確保に向けた啓発・勧誘などの取組を推進する。

- 須崎市内の消防水利情報、避難場所の情報をスマートフォン等にて確認できるシステムの製作を推進する。
- 地震に強い耐震性貯水槽、消火栓などの災害時に有効な水利の確保を推進する。
- 災害対応能力の向上のため、火災発生時に使用する公設消火栓、公設防火水槽、消防専用送水管などの消防水利の施設整備、維持管理及び耐震性を有する消防水利の整備を推進する。
- 大規模災害や緊急消防援助隊等の災害派遣に対応できるように消防資機材の整備・維持管理を行うとともに計画的に訓練を行い各救助隊等の災害活動力の維持及び向上を図る。
- 災害対応に備え、消防保有の消防自動車等の更新、整備及び維持管理を行う。
- 大規模災害に備えて消防隊の効率・効果的な運用を推進する。
- 効果的なボランティア活動を行うための支援体制を整備することに加え、須崎市災害ボランティアセンター設置マニュアルの見直しを推進する。
- 長期浸水域内の要救助者の救出方法や一時滞在場所までの搬送方法等のオペレーションを検討し、救助・救出計画を策定し、実効性を高めていく。

避難所の環境整備

- 避難所運営マニュアルや物資の受け入れ・配給体制のマニュアル作成及び運営訓練の実施、連絡体制の検討をする。
- 避難所における備蓄品及び資機材等の整備を推進する。
- 災害時に避難所として使用する市有建築物は、老朽化したトイレを改修し、防災機能強化を進める。
- 災害関連死を防ぐため、避難所生活における保健衛生活動や心のケアを確実に実施できる体制整備を推進する。
- 地域集会所について住環境整備事業等を活用して耐震化するなど、避難所の確保を推進する。
- 避難所が不足した場合に備えた、民間施設の避難所としての提供に関する協定の締結を推進する。
- 長期浸水域から救出した多くの被災者の受け入れ先について検討を進める。
- 要配慮者やペット同行避難者等、多様な避難者を避難所で対応できる体制の整備を推進する。

必要な物資の確保

- 家庭や事業所での備蓄を推進するため、啓発を強化するとともに、須崎市備蓄計画に基づいて公的備蓄を着実に推進する。
- 応急活動時における車両や発電機の燃料を確保するため、燃料の備蓄を推進する。
- 避難者へ確実に物資を届けるために、須崎市物資配送マニュアルや避難所運営マニュアルに基づく訓練を実施し、物資の配送及び受け入れが円滑に進められる体制づくりを推進する。
- 被災地のトイレ不足に対応するため、県と連携し、携帯トイレ・簡易トイレ・マンホールトイレの確保を推進する。
- 高幡広域市町村圏事務組合と連携し、火葬用の燃料確保を推進する。

孤立集落の対策

- 孤立が予想される集落に対して、県等の関係機関とともに救助・救援の訓練を推進する。
- 災害による集落の孤立対策として、連絡通信手段の確保、物資配送等に必要な燃料の確保等、長期孤立対策を推進する。
- 孤立が予想される地域において、現道の路側強化や局所改良等の整備を推進する。
- 集落が孤立した場合に要救助者の救出、支援物資の搬入を行うため、緊急用ヘリコプター離着陸場の確保を進める。

③インフラ・住環境

建物の耐震化、室内の安全対策

- 須崎市耐震改修促進計画を見直して住宅の耐震化率の向上を図るとともに、戸別訪問等の実施による住宅の耐震化に関する啓発や情報提供を強化し、住宅耐震化促進事業等(耐震診断・耐震設計・耐震改修)を活用して耐震化率の向上を推進する。
- 事業所建築物の耐震化促進の必要性を広報し、建築物耐震対策緊急促進事業(耐震診断・耐震設計・耐震改修)を活用して耐震化率の向上を推進する。
- 住環境整備事業等を活用し、老朽化が進んでいる公営住宅については、外壁、パラペット、ベランダ下面などのはがれ対策を推進する。
- 地域コミュニティ施設の耐震化の必要性や支援制度の周知を推進する。

災害に強いまちづくり

- 家具転倒防止金具等取付事業及びやガラスの飛散防止対策の補助事業について啓発・情報提供を強化し、室内の安全対策を推進する。
- 電柱、自動販売機等の設置物の破損や転倒を防ぐ対策の啓発や、須崎市ブロック塀等耐震対策事業や須崎市老朽住宅等除去事業等を活用した空き家、ブロック塀等の改修を推進する。
- 円滑な避難行動及び安全を確保するため、避難経路のガードレールやガードパイプなど交通安全施設の整備を推進する。
- 橋梁やトンネルの定期点検を実施するとともに、点検結果を反映した迅速な機能回復、また必要箇所の耐震化の実施を推進する。
- 災害発生時における迅速な支援を行うために、狭あい道路の解消を推進する。
- 市営バス及び市営巡航船について、気象状況等を考慮し、その都度運行(運航)の可否について判断を行い、安全性を確保した運行(運航)を推進する。
- 火災及び消火に関する市民に対する訓練の実施及び市職員、消防署職員、消防団員、自主防災会員との連携した研修の実施をすることにより地域の防災力向上を推進する。
- 住宅用火災警報器の未設置住宅に設置指導等を実施して、設置率の向上を推進する。
- 住環境整備事業等を活用して、住宅・建築物の防火性能等の安全確保を推進する。

津波避難対策

- 津波避難経路の再検討を進める。
- 緊急避難場所・避難経路の整備、避難誘導灯や緊急避難場所案内板、避難誘導板等の設置を進めるとともに、避難経路の安全点検を定期的実施して、津波から命を守る対策を推進する。
- 可能な人は、長期浸水域外に水平避難するように啓発を推進する。
- 防潮堤の改良及び海岸保全施設の長寿命化のための長寿命化計画策定による適切な維持管理をすることで、高潮の被害から背後地の人命や資産を防護する対策を推進する。
- 既設防潮堤の陸閘改良、水門の改良及び新設、可能な範囲で陸閘の常時閉鎖等への取組、陸閘の閉鎖マニュアル等を含めた避難行動のルールづくりや勉強会を開催など、津波の流入防止策を推進する。
- 新設堤防などの海岸施設の耐震化を図るとともに津波防護ラインまでの嵩上げや無堤区間の解消を推進する。
- 漂流物背後地集落の人的被害や施設被害の軽減のための漂流物対策をするとともに、水域の船舶及び廃船、養殖小割等の処分方法についての協議等の対策を推進する。
- 重油タンクの漂流物対策を推進する。

風水害に対する浸水対策

- 河川・水路の断面確保や改修による通水断面の確保及び強化を推進する。
- 洪水処理能力等が不足しているため池については、豪雨対策を着実に推進する。

- 雨水ポンプ場の耐震化計画の作成、排水ポンプ車の燃料確保のための関係機関への要請計画の作成、雨水ポンプ場等の整備や雨水ポンプの増設による排水能力の向上を推進する。
- 耕作地の浸水被害を防止するために設置している、排水施設の点検・調査を行い、改修計画を立て、実施することにより、施設の長寿命化を図り、耕作者の事業活動保護を推進する。
- 河川堤防等の河川管理施設については、定期点検やパトロール等を通じ、適切に維持管理を行う。
- 大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、水防団や防災関係機関と連携して水防演習を実施するなど、地域の防災力の向上を推進する。

土砂災害対策

- 緊急時の土砂除去の連絡及び協力体制の整備を推進する。
- 土砂災害による人的被害を防ぐため、住環境整備事業等を活用して土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転や外壁の補強等を推進する。
- 土砂災害による住家への災害防止に関する情報提供及びがけ崩れ対策事業を推進する。
- 道路法面・道路構造物の危険箇所を調査し、防災対策を推進する。

上水道の供給確保

- 給水タンク車や応急給水袋等の応急給水に向けた資材の確保と、井戸水等の活用、浄水器の使用による河川水の活用等の整備を推進する。また、給水受援のため関係機関との連携強化を推進する。
- 水道BCPを策定することにより、水道業務の継続または中断後の早期再開を推進する。
- 生活基盤施設耐震化等交付金の活用により、老朽化した水道施設の更新を図りつつ施設の耐震化を推進する。また、管路の早期復旧に向け、応急復旧作業に従事する事業者との協力体制や水道資材等の確保を推進する。

汚水処理の事業継続

- 長期浸水区域外の住民や避難者の生活排水を速やかに排除し、衛生環境の維持を図るために、合併浄化槽の普及を推進する。
- 災害廃棄物処理計画においてし尿処理計画を策定するとともに、他自治体や関係機関との災害協定等を締結し、し尿処理体制の構築を推進する。

災害廃棄物や危険物の処理体制

- 災害廃棄物処理計画をより実効性の高い内容に見直すことや、腐敗性廃棄物の優先的処理、消毒薬の備蓄体制等を確立するための対応マニュアルの作成及び他自治体、関係機関との災害協定等の締結を推進する。
- 大量に発生する残土の仮置き場や処分場の場所を選定することに加え、地権者の同意を得て仮置き場や処分場の確保を推進する。
- 大規模災害時における一般廃棄物処理を継続するための施設整備に加え、市外への委託等を推進する。
- 火葬場やごみ焼却場などの衛生環境の保全のために必要な施設については、非常用電源、燃料など資機材の確保を推進する。また、住環境整備事業等を活用して、施設の耐震化も推進する。
- 災害時においても確実にゴミ処理を行うため、ごみ固定燃料化施設における非常用電源や燃料の確保、BCP策定を進める。また、住環境整備事業等を活用して、施設の耐震化を推進する。

④保健医療・福祉

災害時の医療救護体制の整備

- 地域において、防災訓練の実施、防災教育への取組を実践することに加え、AEDや人工呼吸法、応急手当法等の救護訓練の実施など、津波から命を守るための取組を推進する。

- 災害用医療資機材セット（JM-3）、簡易ベッドやシートなど、災害時医療に必要な資機材の整備及び医薬品の確保に係る薬剤師会との協定に基づく連携体制の整備、配給情報伝達の体制整備や、医療施設自体が移動できる救護車両などの確保に係る災害協定・体制を推進する。
- 社会福祉施設、医療施設等の機能喪失を防ぐため、これらの施設の耐震化について住環境整備事業等を活用して推進する。
- 医療救護所の設置に関わる資機材保管場所や配備体制についてのマニュアル作成及び、避難所等での長期滞在による健康管理における保健活動マニュアルの作成を推進する。
- トリアージについて市民へ啓発をして理解を深めるとともに、心肺蘇生法、救急法等の医療救護訓練を実施して市民の医療救護に関するスキル向上を推進する。

要配慮者・避難行動要支援者の対応

- 百歳体操等を行っている地域の集い支援や、介護予防教室の実施等により、高齢者の体力維持向上を推進する。
- 須崎市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難支援等についてまとめた個別計画を作成する。個別計画を避難行動要支援者名簿に登録し、避難訓練の定期的な実施など、実効性のある避難支援体制の構築を推進する。
- 社会福祉施設や医療機関における地震防災マニュアルの作成及び見直しを進めるとともに、訓練等の実施により実効性の向上を推進する。
- 社会福祉施設等との協議を行い、福祉避難所の指定を進め、施設ごとに開設・運営についての具体的な検討をする。
- 要配慮者等が津波に飲み込まれることを防ぐため、関係施設等の高台移転を推進する。

疾病・感染症などの発生予防

- アレルギー対応の食料の備蓄や賞味期限を考慮した食料管理の仕組みづくりを推進する。
- 災害時でも服用中の薬が把握できるように、市民へのお薬手帳の普及と携帯の周知を推進する。
- 避難所等での感染症予防対策等の防疫対策活動を実施するための体制の整備を図るとともに、消毒用資材等の備蓄及び保管場所の検討をする。

⑤産業・エネルギー

事業継続に向けた取組

- 事業再開に関する学習会への案内等による事業所への情報提供等により、事業所におけるBCPの作成を推進する。
- 従業員の被災は、事業活動の再開に大きく影響するため、住環境整備事業等を活用して事業所の耐震化を推進する。
- 早期に生産・流通活動を再開するため、農業・林業・水産業の事業所による事業継続計画の作成の啓発を推進する。
- 耕作地の浸水被害を防止するために設置している、排水施設の点検・調査を行い、改修計画を立て、実施することにより、施設の長寿命化を図り、耕作者の事業活動保護を推進する。
- 重要文化財等を災害から守るために、国県市指定文化財の保存及び保存計画の作成を推進する。

事業者等の災害対策

- 事業所の防災訓練や防災学習会への参加を促すとともに、備蓄を含む防災対策の向上促進のため、啓発を推進する。
- 農地の保全及び農村地域の住民の暮らしの安全を確保するため、地すべり対策等の農村地域の防災・減災対策を推進する。
- 山の荒廃を防止し、土砂災害を防止する対策を推進する。

- 市広報誌、消防ホームページへの掲載等により、ガソリン、軽油、灯油等の安全な貯蔵や使用方法の周知や直接火を使用しない器具への交換を推進する。
- 二次災害リスクの軽減を図るため、農業用、漁業用燃料タンクの耐震化及び漂流対策の支援を推進する。
- 石油、化学薬品などの有害物質が拡散・流失することを防止するため、事前に発生源となる位置情報の共有ができるような体制の構築を推進する。
- 産地の植生がシカ等の食害を受けることによって地表が露出し、土砂災害の要因となることを防ぐため、シカ等の捕獲を推進する。
- 農作物等を鳥獣被害から守るために防護柵などの対策を推進する。

⑥情報通信

通信環境の整備

- 災害対策本部と連絡を取る手段として、防災行政無線の整備に加え、孤立が予想される地域や指定避難所、災害対策本部にトランシーバーや衛星携帯電話等の無線通信機の整備を推進する。
- 光ファイバー網を整備するとともに、情報通信網の強靱化を推進する。

情報の活用

- 消防当直職員及び初期登庁可能職員による防災行政無線等の通信訓練の実施を推進する。
- 情報伝達訓練に合わせて通信訓練も実施し、災害対策本部と医療救護病院や医療救護所との連絡体制の確立を推進する。
- 災害時伝言ダイヤルの利用方法の周知をはじめ、災害用の地上臨時電話の設置及び伝言板など複数の情報伝達・被災者連絡システム構築を推進する。
- 緊急避難場所等の高台からサインを送ることのできる手段の確保を推進する。
- 事前登録による災害時における情報のメール配信システムの整備を推進する。

(2) 横断的分野

① リスクコミュニケーション

- 市の災害対応力を向上するため、全職員を対象とした災害対応研修・防災訓練を実施する。
- 保育園・幼稚園・小中学校において、市職員・消防署員の派遣や資料の提供、高等学校・大学・教育機関との連携等により、各防災学習の取組を支援・推進する。
- 市職員や消防署員・消防団員による各種訓練や避難経路の確認、防災学習会等の開催により防災知識の向上を推進する。
- 火災及び消火に関する市民に対する訓練の実施及び市職員、消防署職員、団員、自主防災会員との連携した研修の実施をすることにより地域の防災力向上を推進する。
- 孤立が予想される集落に対して、県等の関係機関とともに救助・救援の訓練を推進する。

② 人材育成

- 教育・保育現場の災害対応力の向上と防災教育の指導者の育成を推進する。
- 地域の防災リーダーを中心に防災士の育成を図るとともに、独自の防災リーダー育成を推進する。
- 過去の地震・津波被害や歴史、石碑等について説明できる人材（語り部）の養成を推進する。
- 市職員、消防署職員、消防団員、自主防災会員との連携した研修を実施し、災害時の消防力の充実・強化に係る人材育成を推進する。
- 市民に対する火災・消火に対する消火訓練の実施や、市と消防が連携したがれき救助訓練の実施などにより防災人材の育成を推進する。
- 市が開催する自主防災組織リーダー研修会や県が実施する防災に対する学習会、講演会について情報提供を行うとともに、自主防災組織の補助制度を活用した活動の活性化を推進する。
- 地域において、防災訓練の実施、防災教育への取組を実践することに加え、AED や人工呼吸法、応急手当等の救護訓練の実施など、津波から命を守るための取組を推進する。

③ 官民連携

- 物資確保のため、流通備蓄に関する企業との協定締結を推進する。

④ 長寿命化対策

- 橋梁やトンネルの定期点検を実施するとともに、点検結果を反映した迅速な機能回復、また必要箇所の耐震化の実施を推進する。
- 防潮堤の改良及び海岸保全施設の長寿命化のための長寿命化計画策定による適切な維持管理をすることで、高潮の被害から背後地の人命や資産を防護する対策を推進する。
- 耕作地の浸水被害を防止するために設置している、排水施設の点検・調査を行い、改修計画を立て、実施することにより、施設の長寿命化を図り、耕作者の事業活動保護を推進する。
- 生活基盤施設耐震化等交付金の活用により、老朽化した水道施設の更新を図りつつ施設の耐震化を推進する。
- 孤立が予想される地域において、現道の路側強化や局所改良等の整備を推進する。
- 命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥ることを防ぐため、計画的に既存インフラの長寿命化を進める。

⑤ 広域連携

- 災害時に円滑な応急対策及び復旧対策が実施されるよう、自治体間や民間事業者との連絡体制の構築、自治体との災害時相互応援協定締結、連携手段強化を図るとともに受援計画の策定を推進する。
- 大規模災害発生時において、高知県広域救助機関受援計画に基づく緊急消防援助隊を円滑に活動できるように、受援体制の整備と応援部隊の進出拠点の確保を推進する。

第5章 施策の重点化

国の基本計画では、45 の起きてはならない最悪の事態を設定しており、限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を実現するために、国の役割の大きさ、影響の大きさと緊急度等を考慮して、重点化すべき事態を選定している。

本計画では、国及び県の計画を参考に、28 の起きてはならない最悪の事態を設定しており、以下の視点から優先度を総合的に判断して、12 の重点化すべき起きてはならない最悪の事態を選定した（表7）。

【視点1】基本計画との関連性

- 基本計画における重点化すべき事態と、本市の起きてはならない最悪の事態との関連の強さを評価

【視点2】須崎市の方向性

- 本市のまちづくりの将来像である「未来へつなぐ元気創造のまち」を実現するための方向性との関連を総合的に評価

【視点3】影響の大きさ

- 起きてはならない最悪の事態による本市での被害想定（死者数、重傷者数、建物全半壊棟数など）の大きさや当該事態が与える影響の大きさを評価

【視点4】須崎市の役割の大きさ

- 国・県・民間事業者など、それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで事態の回避に向けた取組を推進する上で、本市が担うべき役割の大きさを評価

【視点5】他事態の回避や被害軽減の寄与度

- それぞれの事態間の相互依存関係を考慮し、当該事態を回避することによる他の複数の事態の回避や被害軽減への寄与度を評価
（例：「2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生する事態」の事態を回避すれば「5-5 食料等の安定供給が停滞する事態」の回避に寄与する）

表7 重点化すべき起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標	重点化すべき起きてはならない最悪の事態	
【目標1】 直接死を最大限防ぐ	1-1	建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態
	1-2	大規模津波による多数の死者・行方不明者が発生する事態
	1-5	暴風雨や洪水等による多数の死傷者が発生する事態
【目標2】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止する事態
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生する事態
	2-3	警察・消防等の被災による救助・救急活動等の資源が絶対的に不足する事態
	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能が麻痺する事態
	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態が悪化する事態
【目標3】 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能が大幅に低下する事態
【目標4】 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災関係機関が情報通信の長期停止により災害情報が伝達できない事態
【目標5】 経済活動を機能不全に陥らせない	5-2	基幹的交通ネットワーク（高速道路、港湾等）の機能が停止する事態
【目標6】 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-2	上水道の供給が長期間にわたり停止する事態

第6章 計画の推進と進捗管理

1. 計画の推進

本市の強靱化の推進には、市をはじめ、国や県、防災関係機関、事業者、自主防災組織、市民一人ひとりが役割を果たすことが重要であり、適切な「自助」、「共助」及び「公助」の役割分担のもとで、それぞれが連携して施策や事業を推進する。

また、本計画に基づき、市等が実施する施策や事業については、国や県の補助金や交付金等を効果的に活用する。

2. 計画の進捗管理と見直し

本計画に基づく強靱化施策を確実に推進するために、各施策の具体的な取組内容や目標値等を記載した「須崎市強靱化 アクションプラン」を本計画とは別に策定した。PDCA サイクルに基づき、このアクションプランを検証することにより、各施策の進捗管理を行う（図9）。さらに、各施策の進捗状況や、脆弱性評価に関する課題への対応の充実度に合わせて、変更の検討及びそれに踏まえた所要の変更を行うものとする。

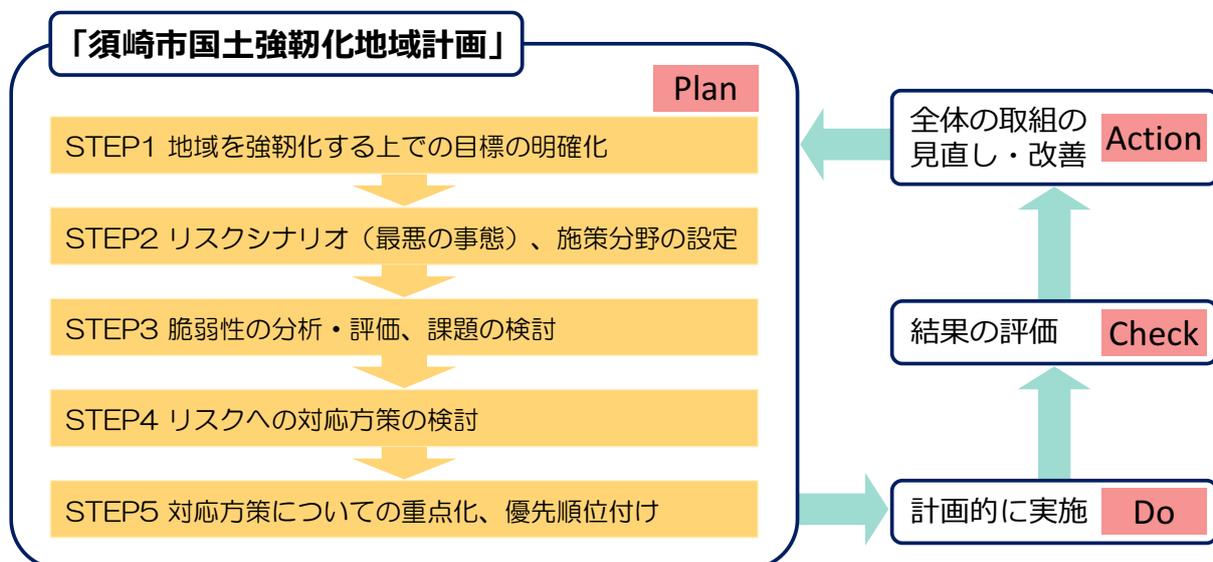


図9 PDCA サイクルのイメージ

須崎市国土強靱化地域計画

発行：須崎市

発行年月：令和3年1月
